

平成20年度 第2回洞爺湖町行財政改革審議会会議録

日 時 平成21年2月18日(水)
午後1時30分から
場 所 洞爺湖町役場 第2委員会室

○会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題
 - (1) 洞爺湖町の財政状況について
 - (2) 平成20年度 事務事業評価制度の概要について
 - (3) 事務事業評価結果に基づく「平成21年度の改革改善方針」について
- 4 その他
- 5 閉 会

○出席委員

田 中 篤之助	桑 原 敏	塚 本 政 寛
村 上 隆 昭	橋 本 豊 子	福 島 浩 二
平 手 忠 男	金 子 賢 朗	

○欠席委員

大 宮 實 大 西 晴 雄

○会議に出席した町職員等

吉田 茂	綱嶋 勉	澤登 勝義	森 寿浩	中澤 茂
菊地 武司	村上 正弘	武川 正人	末永 弘幸	

1 開会《13:30》

事務局 それでは只今より平成20年度の第2回目になります。洞爺湖町行財政改革審議会を始めさせて頂きたいと思っております。本日の会議にあたりまして、大宮議員さんから欠席のご連絡が入っております。

また、大西議員から若干遅刻するという事の連絡が入っておりますのでご報告申し上げます。

なお、21年初めての審議会になりますので吉田副町長より一言ご挨拶をいただいて、その後会長のご挨拶と言う形で進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

副町長 どうも皆さんこんにちは。ご苦勞様です。委員の皆様におかれましては、今日は今年度、第二回目の洞爺湖町行財政改革審議会と言う事で、お忙しい中、ご出席いただきまして誠に有難うございます。今日は本年度の事務事業の評価の結果に付きまして担当課長からご説明申し上げましてご審議いただく訳でございますけれども、この事務事業評価も2年目に入った訳でございますが、思ったよりはなかなか成果が上がっていないのかなと言う所で考えております。

その中でも地方公共団体の健全化に関する法律が制定され施行されている訳でございます。これにつきましては数値が出されておまして、この20年度決算の数値を持って、判断されるという事でございますけれども、洞爺湖町はご承知の通り実質公債費比率が高いと言う事でございまして、今後その早期健全化団体に指定される事が間違いないと言う事になっている訳でございます。その中でもこの早期健全化団体に指定されますと、健全化計画を作成しなければならないと言う事でございますが、これは勝手に町が作って出すという訳にはいかない訳でございます。専門家の監査員の監査を受けて、それを議会の議決を得て、国の方に提出すると言う事になる訳でございます。本町にとっては厳しい計画になってくるかなと考えている所でございます。

本年度、今、予算編成を終了した訳でございますけれども、残念ながら収入不足と言う事ございまして、今年も基金から繰り入れて、予算編成をしなければならないという状況でございまして、はっきり申し上げて基金もそう多くある訳じゃございませんから、借金の問題もございまして、そういう事も将来心配されるという事ございまして、今年度恐らく秋になると思いますが、健全化計画につきましては、それを十分視野に入れていった中で、十分にこの町が持続出来るようですね。状態の厳しい計画を作って行かなければならないと言う事を考えている訳でございます。

まあ今後、今迄の行財政改革、なかなか踏み込みまでも行ってないというような状況がある訳でございますけれども、今後もっと踏み込んだ、行財政改革やっつけていかなければならないという事でございます。その中には当然人件費を始め、経常経費の更なる削減あるいは収入確保、税、それから受益者負担、いろんな問題をですね、見直していかなければな

らないのかなと思っておりますし、又町民のサービス、行政サービスに付きましても、その辺も見直していかなければならないのかなと思っております。

まあ残念ながら今日の事務事業の結果の中では、そこまでは踏み込んではいない訳ではございますけれども、今後住民等町民の皆さんとの協議しながらですね。そう言うものも含めてより踏み込んだ行財政改革を行っていかないといけないという事で考えてる訳でございます。

今日は税務財政課長も来ておりますので、洞爺湖町の体質の現状についてご説明申し上げます。その後、各担当課長より事務事業評価について、ご説明申し上げます。皆様のご審議又ご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

以上で簡単でございますけれども開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

今日はどうもご苦勞様でした。

事務局 それでは会長より一言お願い致します。

会長 皆さんこんにちは。忙しい中お集まりにいただきまして、有難うございます。

前回、この委員会を開いた時は、まだ日本経済も上向きでございまして、サミットに向けて一生懸命頑張っていた時であります。

少しあの時は明るい空が見えたかなあと言うような所で少し期待してたんですけども、7月のサミットが終わった途端に世の中ゴロンとひっくり返りまして、もう今のような現状、結局100年に1回の大不況って言うんでしょうか、襲ってきました。

まあ、これから益々どんな事になるか検討も付かないような状態で、夕べも財務大臣がどうのこうの言いながらもお辞めになりまして、これから政府の引っ張っていく肝心の政府がどっちに向かって行くのかも検討が付かないような危ない状態でございます。

その中でこの町も、今、副町長さんが言われましたように非常に厳しい中を結局やる訳でございますけれども、まあ今回その前回迄、討議され皆さんのご承諾願いました、20年度の事業がどういう風に進められ、又どんな結果が出たかと言う事をまず皆さんと討議していただいて、そして21年度の予算の骨組みを皆さんと共に審議していただく訳でございますけれども、私らのこの審議会と言うのは何処までも皆さんの町の町民の下からの声を汲み上げると言う機構でございまして、まあ議会とはまた別の情報源って言うんですか。そのあれを持たなければまあ正しい民主主義、民主政治が行えない行政が行えないと言うまあ一つのこう言う社会の民主社会の軸でございます。先程もちょっとある委員から言われまして、この審議会がどう言う役割をしているのかちょっと分からないと言うようなおられるようでございますけれども、これはあくまでも下からの意見を汲み上げて貰うと言う、この一つの機関の創設でございます。

この審議に当たりましても分からない事は分からないなりにご質問願ひまして十分な討議をした上でまあ議会の方へこれを差し出すと言う事でございます。まあそう言う訳でここでやった事はまるで無意味な事になると言う様な事にはならないと私もそう考えており

ます。それで成果と言う事になりますと、先程副町長さんの話の中にもありましたように平成20年は大きな形では見えて来なかった。益々21年度は閉めていかなきゃならないと言うようなお話も有りましたけれども、まあなにせやっぱり行政の中で我々のサービスと言う物がやっぱりある程度は維持してされてかないとまあ弱者って言うんですか、この世の中にいる弱い人達に対する手を十分に差し伸べない行政政治と言うのは有り得ない訳で、まあいかにそれを上手に配分して弱者を少なく少しでも減らし、又その人達を救い上げて我々のこの洞爺湖町が少しでも明るい町になって行くように、まあ皆さんと共に努力していきたいなど、まあこのように考えております。あまり難しい様な事でございますけれども、様は簡単な事で皆さんが平和に平等に笑顔で暮らせる街が出来ればそれで良い訳でそう言う事を基準にしてプロの職員の方は難しい言葉を並べますけれども、我々は何処迄も素人でございます行政については無くの素人ですし、皆さんのお言葉で討議していただきたいと言う風に考えております。そう言う事で20年度の成果から入って行きたいと思っておりますけれども慎重に審議して行きたいと、こう言う風に願ひまして簡単でございますけれどもご挨拶とさせていただきます。本日は有難うございます。宜しく願ひします。

事務局 よろしいでしょうか。それではまず議題、洞爺湖町の議題（1）ですね。洞爺湖町の財政状況について願ひします。

税務財政課長 皆さんこんにちは税務財政課長の綱嶋です。どうぞ宜しく願ひします。町の財政状況について昨年の4月ですか。4月末に皆さんにその時点の状況それから新しい地方公共団体を取り巻く健全化の法律の概要についてご説明申し上げたところでございます。

本日ですね。もう少し予算編成が進んでいけばですね。21年度の町の予算も含めてですね。資料をご提示して皆さんにご説明する予定でいたのですが、今、最終の21年度の予算のですね。調整をしている最中でございます本日皆さんのお手元にですね、お示しできない状況でございます。お詫び申し上げたいと思ひます。

次の今月のこの会議には、21年度の予算の状況、又その後の具体的な財政の状況について資料に基づきまして改めてご説明申し上げたいと思ひます。

本日は口頭で申し訳ありませんが、現状について簡単にご説明申し上げたいと思ひます。副町長からの冒頭ご挨拶に内容にありました通り、単年度の町の運用する主たる一般会計という中で歳入の不足の改善は単年度では現状も出来て無いと言う状況でございます。今平成21年度の歳入不足と収入が不足している部分を町の蓄えであります基金を取り崩して補填すると言う形での予算編成で今最終の調整を行ってございますが、その状況下に於いての3億から4億位の不足額が生じていると言う状況でございます。

当町に於いての一番大きな21年度の課題と致しまして、健全化法に基づきます健全化計画を策定すると言うのが大きな課題でございます。健全化計画の内容と致しましては求

められてる物は、要は借金の比率、実質公債比率と言う比率が25%と言う国の基準以上の状況が続いておりますので、その改善を求められてる訳でございます。こちらの方は昨年4月にもお話申し上げておりますが、新たな借入を最小限、ゼロにはなかなか今地方公共団体を取り巻く状況の中ではですね。ゼロには出来ませんが、最小限に留めてですね。1年でも早く25%未満にすると言う、そういう計画を求められている訳でございますが、そちらの方は21年度に於いてもですね。ほぼ20年度で合併後それから合併前のそれぞれの町村で取り組んでいった新たな借入を伴う統一的事業については20年度ではほぼ終了しておりますので、新たな新規事業は出来ないと言う考え方で進んでおりますので、借入額は相当削減出来たと言うそういう予算になろうかと思えます。で、そちらの方は25%未満に出来る状況としては、昨年同様平成24年度ないしは25年度で25%未満に削減出来る、低減出来るという状況には変わりはありません。ただ健全化計画に於いては実質公債比率の見直し改善の見直しと合わせましてですね。一般会計の収支見直しも計画に盛り込まなければならないと言う状況がございます。

収支の状況に付いては先程申し上げましたように、単年度で収支が取れてないと言う事が続いておりますので、それらの物を行財政改革の実施により、単年度で収支を保つと言う計画作りが求められる状況でございます。具体的な数字等見直し等も含めてですね。改めて資料でご説明する機会を設けたいと言うふうに考えてございます。

あと、収支の状況でございますが現段階での見直しではですね、単年度でこれから改善が出来なければ金額では単年度で4億ないし5億の歳入不足が依然と数ヶ月続くと言う見直しもございますので、先程副町長からお話申し上げましたようにですね、新たな改革・改善が必要だと言う見直しでございます。

なお、この計画につきましては、北海道の指導も頂いてですね。単年度の収支を出来るだけ早い期間に保つ計画にしなければならないと言う状況でございますので、具体的な積み上げをした段階でですね、また、皆さんにご協議をしていただきたいとその様に思っておりますので宜しくお願い申し上げたいと思えます。現段階での状況については、以上でございます。

会長 何かご意見ありませんか。

なければ、次の平成20年度の事務事業評価制度の導入についてと進めてよろしいですか。では説明をお願いします。

事務局 行財政改革推進室の武川です。宜しくお願い致します。

ではまずお手元に事前に資料配布させて頂きました、平成20年度事務事業評価の制度の概要と言う、2枚ホチキスで閉じさったものが届いているかと思えます。

中を開きますと三角形の絵が描いてある表がございますが、そちらをまずご覧いただきたいと思えます。

2 ページ目に三角形の表が書いてございます。先程来、副町長それから税務財政課長の方から話がございましたように、聖域無く全事務事業今行っている行政サービスすべての総点検しながら見直しを図っていかないと行政の経営が成り立っていかないとような状況がございますので、昨年度試行的に導入をしたんですけども、今年度につきましては本格導入をするという事で、短い時間でございますけれども改善を重ねて今回の事務事業評価を再度設定し直したという事でございます。この三角形の表でございますけれども、昨年度実施したその事務事業評価の対象と言いますのは、一番下に書かさっております1367と書いてございますが、合併の時に洗い出しをしました。小さな業務から大きな事業までそれをすべて1300いくつあった中から重点的に事業を選定して評価をしたという事だったのでございますけれども、今回につきましてはあまりにも、やっぱり小さい事務事業の業務単位の物まで入っているという事から、一般的に言われておりますように業務の棚卸作業と言う事で、事務事業の括り直しの作業から、4月以降全町挙げて取り組んできた所でございます。それによりまして、この黒い三角形の中に収まっておりますのが、総合計画の体系の中に位置をしている行政サービスでございます。それ以外の点線に挟まっております右側に書いている三角形は総合計画の体系外ですけども、現在、合併の前から引き続いてサービスをしている部分も有りますけれども、こう言う三角形状になってございます。

それで、これを組み直しをした事業の単位が総合計画の中においては376、総合計画の体系外では217と言う単位でまとめ直しをしました。その総計が593と言う事業の単位になります。それについて事務事業の評価をするという事でスタートをした所でございます。

なお、その測定に当たりましては、様々なこの593の中に入れておきまして、公共施設に関わるもの、それから継続して行っているイベント事業でありますとか、そういう物が様々な含まれておきまして、昨年は一枚のシートで評価をした所ですけども、そのシートも改良しなければならないという事から、1ページ目に戻って頂きまして、今回の20年度の評価に当たりましては、4つのシートで測定するという事に改めた所でございます。

なお、この実施と目的につきましては一番上に書いているように、大きな市あたりでは単純に業務の点検をするという事で進めている所でございますが、うちの場合とはとにかく結果を重視して財政の健全化を進めると、言う事を大きな目的として今回の評価を実施した所でございます。

調書につきましては、まず一つ目が様式1と書いております、継続事業を測定するものがございます。それは、合併前からそれは新町においてもずっと引き続けている事業が、果たして費用対効果の面からどうなんだという事を測定するような評価調書ということで、その評価の結果としては、1番から6番迄の継続から廃止と言う区分までに分かれた、結果を出すという調書になっております。それから様式の2としましては、これは新規の事

業に取り掛かる前に、この評価調書が本当に緊急性がある事業でどうしても今必要とされている物なのかと言う事を測定する為の事業で、場合によっては見送りすべきであると言う評価をする項目も設けております。

それから様式3の3つ目ですけども、これが公共施設の評価でございます。概ね合併効果と言われておりますのは、人件費はもちろんそうなんですけれども、やはり公共施設の統廃合と言うのが進んでいかないと、なかなか合併効果は上がっていかない事から、公共施設の評価と言うのをきちっとやるべきだ、やる必要があると言う事がこの評価に新たに加えたと言うことです。

それから様式4でございますが、各種団体の補助金、それらについても合併前から引き続いて今、現在、継続している補助金等がかなりございます。

それらは継続事業この1の様式の中はかなり含まれている、事業の中に補助金も含んだ物が入っていると言う事から、概ねこの様式1の付表と言うことで、それにその事業に投入されている補助金の主たる目的と言うのがどうなんだと言う事、改めて見直すためにこのシートを入れた事でございます。

更に2ページの方へ戻っていただきまして、そう言う事からこの評価の調書を活用しまして、前期後期と言うふうに分けて右側の黒い括りの中に書いてございますが、593の内233の事業について評価をしたところでございます。

これは全体で言いますと40%になるんですけれどもこの評価の593までは法的に受諾されている物、評価しても評価による効果は生み出せないものがかかり入ってきてます。

それらについては評価の対象外となっているんですけども、今残っている物、税金分でやった物が対象となる物だけで見ますと、概ね88%、約90%近くが今回の評価の中に入っていると言う、あと残り10数%が後期分として残っていると言う事で、これについて今再度、後期分の対象となる物についてと言う事で照会をしていく所でございます。それから3ページ目で行って頂きまして、出た評価の結果と言うのをどのように改善に結びつけていくのかと言うのは、このうえで簡単に記してございます。

一番下の部分が593の括り直しをした事業でございまして、シート前期評価で言うと233、この一時評価と言うのは実際に事務事業を所管している課で行って、シートに書き入れをして、自分の所でまず評価をすると言う事にしております。その次にその右側の矢印で2次評価と言う所に行きます。

この行財政改革推進委員会を庁内に設けまして、副町長が委員長になりまして全課の課長で構成する推進委員会を設けて最低毎月1回、4月以降、昨年からやっておりますけれども、今月まで最低1回多い時で2回、行革の会議を定期的を開催しております。

この中で2次の評価をして、その結果を経営会議にかけると、その経営会議と言いますのは、町長、それから部長で構成する会議でございまして、最終的に行政の意思決定をする機関、討議をする機関、言う事でございます。そこで最終的に町長が政策的な判断をし

て改善改革方針、これで行こうと言う事が出ますと今回の行革審議会で皆さんの意見を聞き、それで議会に報告をすると言う、まあそういう流れになってございます。

この今回の改善計画には、行政の内部の改革に住民サービスに直結しない物もございませう。それらについては速やかにその改革を取り掛かる、それから住民サービスに大きく影響を及ぼすような物については、当然左側に記しているように、単なる中止とかパブリックコメントを取る必要があるのか、意見交換協議で良いのか、それから第三者機関の設置をする等して、更に意見を聞く必要があるのかと言う様な手順を踏みまして、最終的に今、私の方で進行管理しております、行政改革大綱の具体的な実施計画であります、行革の実施計画、集中改革プランと言う計画に書き込みまして、実効性を確保する、いつまでにこう言う事をやっていると言うような計画に反映させる。言うような流れで全体を構成しております。制度の概要については以上でございます。

会長 これについて、何かご質問ありませんか。

委員 経営会議と言うのはね、今お話した町長さんと各部長さんと副町長と言う形になるんでしょけども、なんかお話に聞いた所だと部長職ってのは今度、昨年12月に廃止になるって言うような話もちらっと聞いてるんですけど、その関係は出て来ないんですか。

事務局 12月で総務部長と経済部長が退職しましたけども、会計管理者は部長職になります。ですので、今現在では部長職は廃止していません。ただし3月末をもって部長制は廃止する方向と聞いてございます。

委員 そうすると今後の今のフローの関係で言うと、2次評価をする庁内の推進委員会ありますよね。この上にあった経営会議と言う物は新年度以降は無くなるという事になりますか。

事務局 経営会議の構成メンバーは変わるかもしれませんが、その構成メンバーはもうちょっと中で協議しなければならないと考えています。

委員 いずれにしてもそういう形ではやっていくということですね。

事務局 そうですね。基幹の経営会議と言う所はそのまま残したいという考えです。

事務局 それでは会長、次の改善改革方針の説明に入らせて頂いて宜しいですか。

会長 はい。

事務局 それでは21年度に向けた改善改革方針と言う事で、一覧表になっている物をご覧頂きたいと思っております。総括をしている表があると思っております。評価シート以外も合わせてご覧下さい。今回の評価に当たりましては、今、お話をさせて頂きましたように、225件の評価計画をまとめたところでございます。この表紙の所に総括が書いてございますけれども、話しをした所ですけれども、効果の面でちょっと若干なかなか合っていないと言うお話させて頂きましたけれども、1番から5番迄の廃止する事業から統合する事業迄の計が、わずか23事業に留まっております。それから6番7番で括っております、継続する事業、規模内容これらの見直しをする必要がある程度という事で書いてある所にこの6番7番を足して200程の事業が括られてしまっている、言うような状況になってござ

います。それから8番では21年今のこの厳しい財政の状況から、見送りをすべきだと言う事で事業評価調書の中でと言う判断をしたものが、任意事業であります。これらに付きまして1ページ目から一覧で7ページになる、225それぞれ一覧表の中に記載をさせて頂いております。今回の審議会の中でご説明させて頂きたいという物につきましては、8ページから11ページ記載をしている物でございます。225ある事業の中で具体的にこうしようと打ち立てたもの、21年にこう言う事を町としてはやりたいと言う縮小・統廃合・廃止これらについての物が8ページ9ページ、それから先程お話をさせて頂きましたように、規模が継続する規模内容の見直しを検討する、言う事に括られた中でも、今のうちに広く住民の皆さんにお知らせをする必要がある物につきましては21年度に新たに受益者負担をお願いをしなければならないと言うような物については、21年度の今回の評価の結果の中で明らかにして、22年度に向けてとこういうふうを考えてということでございます。

それから21年中に今までなかなか、方向性を見出せなかった物を具体的な方向性を出していく必要があると、言うような物で打ち出した物でございます。8ページの概要の所で廃止する事業の6事業につきましては、ご覧頂いている通り、この後それぞれ課ごとに説明をさせて頂きますけれども、交通傷害保険加入促進事業から、6番の各種衛生団体事務局事務までと。

それから2番目については目的を達成して終了する事業が5事業と、それから9ページに行きまして、当面休止するというのが3事業と縮小する事業が7事業とそれから統廃合するのが、2事業でございます。

そこまでで今、行革の方で試算している削減額は概ね3000万程度でございます。事務事業評価の評価調整につきましては最終的には財政で行っております予算査定と連動しながら進めて行くという形を取りたいと思っておりますけれども、現在では評価対象が目標額を私の方で掲げると言う事になっておりますので、必ずしも予算査定の段階ではもっと厳しい査定を、せざるを得ないと言う事から、そういう部分で目標額を掲げております額と、実際の21年度の予算額は若干ズレが出てきていると言うような事でございますけれども、ここままで概ね3000万と言う状況に留まっております。

それから11ページ目からでございますけれども、新たに受益者に求めなければならないと言う事業で、特に入浴に係る事業、それからイベントに係る部分、それから協力金をお願いしている部分、それから127番の放課後児童健全育成事業が一部事業に関わる利用者の負担、これらをお願いしたいと言う括りでございます。それから2番については、これは先の議会で条例改正をした所でございますけれども、21年度民間による管理運営を図ると言う事で、指定管理者制度への移行を図りたい言う施設が4施設でございます。それから3番は22年度に休廃止これを考えていると言う事から、消防後援会の事業から3事業でございます。

それから11ページ目行きましてこちらに相当事業費が大きく更に政策的な事業が大き

な事業が沢山入ってございますけれども、21年度に検討調整をすると方向性を出す言う事で確認取れましたのが、28番これらにつきましては、本庁舎管理と言う事でございますけれども、巡回バスでございますとか、各公共施設全般に渡る受益者負担の見直し、それから管理のあり方、それから虻田高校の支援に関するスクールバス等も含めてございますけれども、虻田高校に関する支援、それから洞爺高等学校の管理運営、宿舎、それから常設保育所、へき地保育所、最後に今2箇所に分かれております、学校給食センターの関係、これらについて21年度方向性を出していく言う事で打ち出した物でございます。それから最後になりますけれども高齢者の福祉の問題でございます。これにつきましては、評価の段階での一つ一つの事業について、縮小していくとか拡大していくとか統廃合すると言う事よりも、高齢者福祉分野の全体の中でどう言う方向で行くんだらうかという事を検討する必要があると言うことから、ここに掲げております事業全体を今回対象としますので、サービスの見直しと言うのを具体的に21年に出していく、言う事にしたものでございます。全体の評価状況については、以上でございます。

会長 ここまで、事務局側の説明がありましたけれども、まだ具体的な数字って言うのはこれからですね。今のは概要ですね。

先程副町長さんが言われたように3億から4億のお金が足りないんだと、毎年それだけ崩して行く貯金を崩している訳ですけど、これだっていつまで回るわけでない、結局はもう先が見えた、そうするとそうやって削減せざるを得ない所、しなきゃならん所をどんどんしなければ、最後には財政破綻しちゃうと言う事は、もう当然目に見えてという事で、まあ具体的に言っても項目別ですからね。ここまでやってどれだけ節約出来るんですかね。まだ金額はまだあれとして。

事務局 今、お話をさせて頂きましたように、1番から5番迄の中で3000万ちょっとと言う事ですので、6番7番これらの今、組み上げをしてる最中でございますけれども、それを入れても5000万とか6000万とか、そう言う額にまでは、ちょっと到達しないだろうというふうに考えております。

会長 そうするとなんか、やりようがないんじゃないですか。今年は。

事務局 それで、この21年に検討調整するって言われている部分について、具体的に統廃合含めて、こう言う所でもう聖域なく手をつけて行かざるを得ない。ただ今回のこの事務事業評価の中には人件費の部分って言うのは、入ってございません。継続して今職員の給与カットとしてございます。でそれらは更に継続して行きますし、その額については今の削減額でなかなかやりくりと言うのは難しいと言うか、更に他の事も含めて打ち出していかなければならないんじゃないかなと思います。

会長 そう言う事で町の内輪話しを聞かされると、先が見えなくなっちゃうんですけど、まずは、節約はしなければならぬけれども。むしろ構造的な問題になってきているんじゃないかなと思うんですよね。だから今まで通りの事をやっていたんじゃ、当然、こう再建も出来ないんだし、やはりこれも議会の方で決めて頂かなきゃならん事でしょうけども、

根本的にどこを見直すなんてもんじゃなくて、全部ひっくり返してもういっぺん新たに組み直してやってく以外、我々のような、民間って言うんですか、その中でやってますと、先ずはこう言う事態に当たりますと、何処を壊すんじゃなくて全部一丁ひっくり返してみても、それから今度一つずつ必要な部分と必要で無い部分と区分けして、そして組み直すんですけども、なかなかそう言う町と言うのは、そう言う団体ではありませんので、やっぱり難しいと思いますけれども。

もしこの毎年出てくる赤字が数千万円位だったら何とかなるだろうと、いままでは思っていましたけど、億どころかもう3億4億になってきますとこれ、我々の教示からでどこまで行けるのかなあって、ちょっと不安になりますよね。皆さんそんな事から何かご意見ありましたら、出して下さい。

委員 3億4億とかね。億って言われたら手は付けられないような気にはなりますけどもね。今の見ている一つ一つの小さな事業も、数千万になるとね。それはそれなりの費用の効果はありますよね。

それから人件費も職員の給与カットだけでなく、職員の数そのものが合併して多いですからね。

ですから、今、進めているような勧奨退職なんかやっていくと、職員例えば10年でね。適正迄職員数減らそうって言うのが前倒しで何年かかって出来れば、その分その分の給与は、人数が減った分の給与と言うのは相当な金額です。

それから例えばですよ。例えば公共施設、土地だとか建物だとかが今経済悪いから簡単には処分出来ないんでしょうけども、こう言う物も処分していけばですね。財産は減るけれどもそれなりの健全化計画を成し遂げる迄の間の繋ぎにはなると言う事など考えていけばですね。億単位で出来ない事はないんだと思うんですね。まあこれは行政の方から知恵絞って進めてくれると思いますけどもね。そう言う意味で言えば、僕らのここの会議の中でね、3億4億をどうしたら切り詰められるかと言うよりも、今日常的にやってるような事業をいかに効率よく、節減できる物は節減するって言う視点でやるしか多分ないだろうと思います。

委員 よろしいですか。これのですね。今の見直し業務のですね。資料ってさっきの説明で行きますと、要するに今迄事務事業の全体を見直していくらだったと、で今度は合併して色々増えたりなんかしたから、見直しを基本にして今回こう言う検討をされたと、改善をもし、今の作れたと言う意味が強いんでしょうか。それとも要するに改革に向けて進めると言うウエイトの方が大きいのか。どちらだったでしょう。事務局の方の意見として

事務局 これは合併してから、この仕組みに取り組んだ所でございます。その補助につきましても、業務の点検合併による効果を検討すると言うような意味合いもあったんですけども、その後、国の制度、地方制度改革それらのスピードが到底それにそれよりも猛烈な速さで、いろいろな制度改革があって、そして当初考えていた合併の時に描いていたシェ

ミレーションをはるかに上回るような財源不足と言うのが、想定していたよりも早く、そういう中からこの事務事業評価の持つ意味合いと言うのも、相当1年2年位の間に大きく変わって目的が変わると言いますか、主に業務の点検だけでは済まないと言ったらおかしいんですけど、本当に経費の絞れる所が、本当にどこかないかと言うようなそういうような意味合いが今、もの凄く強くなって来てるいかと思います。

ですので、元々国が自治体に半ば強制のように集中改革プラン、行革の実施計画を作りなさいと言う事で指導があったんですけども、今はまあもう逆にあまり指導的な事が無くなって、もう駄目な町村は自分達の責任でと言うような事でとにかく、形振り構わず自治体で削減を策を見出していかないといけないと言う事になるんですけども、もう摘んで本当はシーリングで事務事業を縮小していくと言うだけでは、到底足りないと言う事で、根本的な部分からやらないといけないと言う事から、一つ一つの総合計画の中にどう言う物が入っていて、どの部分を我慢出来る、それが住民の皆さんにどれ位の影響出のかって言う、測定しながらその三角形を小さくしていかないといけない言う状況になっているかと、ですので今回の評価につきましては元々は事後評価と言うのが基本的で、今回もしスタートした時のイメージで行きますと、19年度の事務事業の評価をして、そしてその結果を検証するというテーマだったんですけども、特に今回の場合は時中評価も兼ねて、20年度の今の段階でどうなってるんだとそれが21年度、どこまで縮小できるんだと言うような事でやらざるを得ないと言う様な状況なってる訳でございます。

会長 と言う事は結局、改革何ていつてのんびりしてられないでしょうって言うか、そういう風に尻に火付けられてしまったら先走ってくしか方法が無いんだろうけども、結局バタバタバタバタやってね。結局町民との差が付いて、段差が出来ちゃうと、又今度町民の方からの突き上げが来ると思うんですよね。この具体的な廃止とか、休止とか、縮小とか色々項目あげて、改革改善方針のあれに入ってますし、それなんかもいざこう一つ一つ上げてくると、それは困ると言う声が出てくると思うんですよね。

まあ民間でもやれる物はやっても良いんでしょうけれども、ある部分ではどうしても町がやらなきゃならん事もあるし、それとこう言う、今世界的な不況がどこまでこのトンネルが続くのか見通し立たない中で、税収って言う肝心な物が落ち込んでくる事も絶対否定できませんから、入って来ない物は税金も払えませんし、ですからそういう事がまだ大不況も入り口に入ったばかりで、真ん中迄言った時にはどの位のいわゆる収入減がね。我々町民に襲ってくるかって言う事もまだ検討も付かない状態の中で、単年度単年度こうやって頑張っってやって行くしかないんでしょうけども。

委員 あのですね。また楽観的すぎるのかもしれないですけどもね。別にまだ洞爺湖町と言うのは財政赤字って訳でないですから、言ってみりゃあ今の説明の中ではね。

いままでした借金を返さなきゃいけない。その借金返す割合が全体の予算の25%を超えているから、それを25%未満にするって言う事を先ず書きなさいとこれが一つですね。これは有珠山噴火で公営住宅から関連の道路から町費でね、しなきゃいけない物について、

借金をして事業を起こしたからもうすでに借金してるんですよ。でこの借金と言うのは15年なり、まあちょっと分かんないけど、まあせいぜい15年か20年経ったら、これ返して行って今返してる途中ですけどね。この前のお話であれば後4、5年以内にほぼ回収、山を越えると言う事か、この借金が多いと言うのはこれが超えればね。これから以降をあまり借金をしないで行けば、4、5年経てば、いやおうでも借金等は正常に戻るんですよ、と言う事ですね。借金しないって事は事業を起せない訳で、借金を当てにした事業を起せないと言う事ですから、道路だとか色々な建設事業をね。その間少し辛抱しなきゃいけないと、借金起さないで我慢しなきゃいけない、でもそうすれば借金は4、5年のうちに一定の水準まで落ちると、言う事でこれはこれで解消出来ると思うんです。それから入ってくる金と出ていく金との差がね。やっぱり3億位足りないと、だけどそうかと言って貯金はそんなにいつ迄も何億も取り崩す訳にもね。お金が無いですって言う事になれば、貯金をなるべく取り崩さないようにしてやりましょうと言う事ですから、これは今の様に事業起さなければね。事業をある程度我慢すれば、それはそんなに貯金下ろさないでもすむかもしれないですよ。そうするとここで今、これから検討しようとしている例えば、洞爺湖町が色々な住民サービスしたりなんかしているもの他と比べてね、ちょっと安いんじゃないかと、だからもうちょっと世間相場なりに貰っても良いんじゃないかとかね。今掛かってる経費が無駄だからちょっと過剰だからね。それを民間に委託するならば工夫してそれを減らしましょうって言う事で、今3000万位は取りあえず何とか減りそうなこの計画でいけばですね。一般的な経費もと言う事であれば、こう言う物を積み重ねて、一応やっていくしかない訳ですから、そんなにね、急に何処の町よりも仕事は2倍貰わなきゃいけないとかね。今迄やってるサービスを、ぱっと止めなきゃいけないと言う様な、乱暴な話には僕もちょっと見たけどそんなになってないと思いますけどね。

委員 よろしいですか。税務財政課長に聞きたいんですけども、第1回の時ですね。要するに特別交付金、が要するに21年度で底付きますよと、要するに貯金ですよ。で基金と合わせて21年度の予算は組めますけども、22年度の予算組む時にはその特別交付金がなくなっちゃって、その部分はそっくりショートしますよというお話でしたけれども。

今回、21年度の予算の中でその他にまだ3億位の資金の凍結と言いますか、そう言う意味になるんですか。そう言うふうな21年度の予算ですか。ちょっとその捉え方が間違ってるのか、あってるのかということを確認したいのですが。

税務財政課長 町ですね。要は歳入不足を補填する、家庭で言う定期預金みたいな基金なんですけど、今年の1月位迄に、ちょっとその次の会議で詳細にですね、ご説明しようと思ってたんですけど、今日資料もございませんので、要は合併時の計画ではですね。昨年もご説明申し上げましたように、合併基金と言う、要は借金を新たな起債を発行して、要は新しい町で歳入不足する穴埋めにしましょうと、言う事で3ヵ年で10億位。20年度が最終年度なんですけど。それを財源補填に使いましょうと言う事で。これは合併時の財政シュミレーションにおいてもそれを含め、それからその取り扱いについては北海道も

指導を頂いたという経緯もあるんですけど、実は夕張が破綻した関係でですね。地方財政を取り巻くいろいろな見直しをされてます。その中に本来はですね。合併基金と言うのは果実運用型。要は利息で合併後の町づくりに役立てましょと、その代わり国は新たなその基金を造成するお手伝いをしますよと。ようは7割位は国は財政支援をしましょと言う中味なんです。だから7割国から貰って3割は自前で基金と言う物を作って、それを補填すると言う考え方でいたんですけど、先程お話申し上げました様に、果実運用型が基本ですよと。財源補填する繰入金と言うのはあくまでも一時的な物ですよと、言う事は従来から分かってたんですけど、その取り扱いについて単年なら良いですけど、複数年でその運用をされると言いますか、繰り入れをされると言う考え方は適当で無いと言う、行政実例って言うんですけど、国から文章化されてしまったんです。でそういう物があるものから、10億を要は苦しい時にそれで補填して行きましょと言う考え方は根本からちょっと今、崩れている状況が今大きな問題点としてあります。ですから昨年末まで住民説明会等でお話ししていたのは、町の補填財源は12億5000万位あります。21年度以降。

ですからそういう考え方で進んでいたんですけど、そのうちの今使っていない部分が8億6000万位。10億強のうち。1億5000万は19年度既にもう補填していますから。

その分が使えないって言う新たな課題が出たものですから、先程ご質問の中の21年度までは蓄えで、要は赤字にならない収支見通しですが、22年度については8億6000万がすぐ使えないと言う事でございますので、新たな考え方をしなければならない。で今見通しでは残りは1億前後21年度に補填して残りは1億、自由に補填出来る物は1億前後に残らないと言う状況がございまして、考え方を新たにしなければならないという課題が、次の会議で詳しく文章でですね。ご説明したいと思ってたんですけど、そういう状況もありますので大きな見直しをしなければならない、という状況でございます。

会長 だんだん見えてきた様ですけども、何かありませんか。

要するにその10億、合併時に国から出してくれたのは、町としてはボチボチ使って行けば良いかなと思ってたやつが、それをそのまま置いとけて言う事になっちゃったんですね。置いとけて事は、果実だって、貯金したってレイコンマのレイなんぼで、下手すれば目減りしちゃうようなもので、待てば待つ程10億が10億で無くなっちゃう様な、ご時世に飾っといっても良いんですかね。

税務財政課長 ですね。取り扱いとしましては、元金を償還。今2ヵ年借りて最終年度20年度に入るんですけども。元金の償還した部分については、使っても良いよと言うような取り扱いが基本なんです。要は町は一時的に財源不足は見えてましたんで、それで一時的に補填をしてもらうと言う考え方でいたんですけどその取り扱いについて、これはこう言う合併基金というものではなくて、全国的に市町村の財政運営をする上でですね。繰り替え運用。要は本来的に目的、基金と言うのは本来的に目的があって積み立てする物、それ以外の物は財政調整基金と言うまあ剰余金だとかそういう物を積み立てして行って、歳入が不足した時に財源補填すると言う意味合いの物が、財政調整基金。何でも使えます

よって言う物なんですけど、それ以外の物はほとんど、学校を建設するとか、道路を直すために蓄えておくとか、そういう物でございます。合併の基金と言うのは、合併後の町作りに使うためという目的、歳入不足のために使うと言うのは、目的からちょっと離れてる部分なんですけど、それは全国的にもそういう事は原則なんですけど、運用許されてた。そういう事だったんですけど、それがですね。1年限りなら良いんですけど、2年にまたがる物については駄目ですよって言う具体的に国が文言で示されたものですから、それに違反しますと言いますか、町独自でやるって事はやっぱりなかなか難しい時代ですので、それは見直さなければならぬと言う状況変化があったと言う事です。

委員 いや、そうであればね。今の洞爺湖町の場合は、実質公債比率が高いために財政再建計画を作んなきゃいけないんだから、そうであれば、その何ていうのか起債のね。元金償還部分にその合併の基金ですか。使途を制限されていると言う基金をね。再建計画作る時にそれである程度支払いをして、そして公債比率を下げますと25%未満にしますと、その為には繰り上げ償還しなかったら、借金は減らない訳ですから繰り上げ償還の財源としてね。その基金を使わして欲しいと言うような計画を作って認められたらね。25%未満にいつぺんになってしまうと言う事にならないですか。何億もの基金があるんであれば。

税務財政課長 ですからそれを取り崩すと言うのは基本的から言いますと、償還、元金の償還終わった部分だけなんですよ。で今の計画ですと、3年据え置き4年目から元金償還なりますから、1番最初に借り入れしたのは19年の5月に借り入れしている。ですからすぐはその国の基準通りの形ですね、取り崩しすると言う事は現時点では出来無いと言う状況です。

その辺、次の会議です。資料に基づいてご説明申し上げたいと思いますので。

会長 その部分は次の会議でという事で。これは今回、今日一日では到底全部話しても審議できませんので、次を予定している様でございます。それで資料もまだ出来てない物もかなりありますので、ここでちょっと申し上げておきたいと思っておりますけれども。このスケジュール表にもありますけれども、2月27日にまた行いたいと思っております。その時は細かい数字もちゃんと入った物になりますので、まずは大きな意味の何て言うんですかね。その形を先ず皆様の頭の中に入れてもらわなきゃならないけど。それから今言われた様な、今置かれている町の立場とこれから作り上げて来る21年度の事業とのかみ合わせがどう行くのかって言う事も、話していかなくちゃならない事でございますけれども、本日は数字なしの話で文字だけ読んでの事になると思っておりますけれども、必ずそういうふうに後で数字に出てきますので。よろしくご審議の方お願いします。

事務局 それでは会長3番。(3)の方に移っても宜しいでしょうか。

会長 無いようでしたら(3)の方に移りたいと思っております。じゃあ(3)の事務事業評価結果に基づく平成21年度の改善改革方針についてでございます。説明をお願いします。

事務局 この後、それぞれの評価審議会に基づくご説明をさせて頂きたいと思っておりますけれども。

進め方でございます。お手元でございます会議日程の全体的な流れという事でお手元に配布している資料をご覧頂きたいんですけども、この後所管課順に1から6の評価結果に関してご意見を受けるという形で進めたいと思います。評価シートはあらかじめ提出させて頂いておりますので、基本的にはその内容について細かく読み上げる事は不要と考えております。順次事務局の方から代表する評価シートのページ番号を読み上げまして評価内容をお示しさせて頂いて、進めさせて頂きたいというふうに思っています。

進み方でございますけれども、企画防災課から書いております、右側にページ番号が書いてるお手元に表がいつているかと思うんですけど。一覧表ではなくて、こちらのスケジュール表書いてございます。その中に企画防災課から、事業の項目が書いてございまして、評価調書のページ番号って言うのを右側にふってございます。本当でしたら、かたまり毎に1番からいけばいいんですけど、各課がそれぞれ混在しておりますので、それぞれページが1ページから一連にはいきませんが、この順番でご説明をさせて頂きたいと思っております。

なお、評価調書を変ったというお話をさせて頂きましたけれども、具体的にちゃんと説明に入ります前に、分かり易い評価調書の表で、簡単に説明をさせて頂きたいと思えます。先ず評価調書の1に関してでございますけれども、評価調書が分厚く書いてございませぬ。95ページをちょっとご覧頂きたいと思えます。95ページに納税貯蓄組合連合会の補助事業が、95ページに書いているかと思えます。これをちょっと例にご説明させて頂きますけれども、先ず今回の評価調書につきましては、1番で事務事業のプロフィールプランと書いている所があるかと思えます。事務事業の概要という左側に縦でちょっと大きめの字で書いている欄がございます。ここでは先ず対象が何なのか。評価対象を明らかにする。誰を対象にして、何を対象とした事業なのかと。それからもう一つの視点は意図する事は何か、何を狙ってこの事業をやっているのかと。それから今までそれでは具体的にやってきた事は何かと言う事で、この事業全体のプロフィール、やってきた計画、プランの部分に当たる部分をここで明らかにすると言う表になっています。それから2番としましてドゥーって書いてある実施の部分ですけども、この部分についてはお金の出所。人件費でありますとか、借金である起債、それから一般財源がどれくらい投入されているのか。それから特に私達職員も一人一人が経費の一部だという考え方から、年度当初にそれぞれの所管課の平均的な給料を出しまして人数で割りかえして、その課の平均の給料額を出して、一人当たりが例えば、私でありましたら色々な事業に携わっていますけれども、1年間仕事量を1としましてこの事業には0.01とか。そういう振り分けをそれぞれ所管の課長が自分の配下の職員の分をまとめまして、それをかけて人件費を出す。退職手当組合に積んでおります、部分についても、今引当金と言う形でその額の計上をして、目安としてコストが一体どれくらいかかっているのかと。職員があたかもその経費に入っていないと言うような事ではなくて、職員も一つ一つの経費だと言う事で、支出の所に計上すると言う事で対処します。収入の内訳、一般財源がどれくらい投入されているのかと言う

事で、分析、金額的な分析をすると言う、評価をするにあたってのコスト分析をするという表の作りしてございます。

96ページにめくって頂きまして、こちらになりますと今度は評価の部分になります。3番に事務事業評価と書いてございます。ここが事務事業を実際に行っている所管課で評価をする所なんですけれども、①から④迄まず書いてございます。これはステップアップ方式と言いますか、ステップアップで検討する作りになっています。1つは目的の妥当性と言う事で、その事務事業実施の根拠はいったい何なんだと。2つ目は代替性。目的が妥当だとしても本当にそれ行政が自らやらないといけないというような②番の問いにしています。そこでも行政がやると言う事になったら③番のそれでは事務事業のコストの面では効率性、経済性はどうかと。受益者負担というのは適正なのかという事を見る所になっています。最後に4番目で仮にその事務事業と言うのを休廃止した時に、影響がどう言う影響が出るのかと言う事を確認する欄となっております。そう言う事から1番から順次4番までの中で、それぞれ所管課がその事務事業に対して評価をすると、その視点で評価すると言う表になっています。その下で21年度、来年度に向かったの考え方という事で、継続一部見直し大胆な見直しが必要という欄と、それじゃあその具体的にどういう方向で見直しが必要なのかと。縮小するのか統合するのか休止するのか廃止するのかと言うような所に印を付けるような形になっています。それで所管課として判断をする。それを受けて二次評価の所でその所管課で考えている事に対してそれを良しとするのかそれとも意見としてこういう考え方にした方がいいという事にするのかと。それを持って経営会議にかけて最終的に判断をすると言うような表が、様式1の継続事業に対してはこの様式でやっていく事になってございます。

それから、この事業、97ページについています付表と言うのが、補助金に関する付表という表でございます。これにつきましては補助事業でございまして納税貯蓄組合に対する補助が18年から年次的にどうなっているのかと、というような事が分かる様な形で、補助金に関しては、この付表という部分が付くようにしております。主にこの継続事業用の表がほとんどでございます。

それからもう1つその施設の関係ですけれども、これは85ページの表をちょっとご覧頂きたいと思えます。85ページは洞爺湖森林博物館を評価した表でございます。これについても主にコストがどれ位かかっているのかと、施設運営の推移という事で支出が一体どれ位の経費がかかっているんだということです。それからどれ位の見込みがあつてというような事が分析できるような形の表になってございます。

それから86ページにいきまして、ここでは、実際の評価、6番一次評価と書いてございますけれども、ここで妥当性と効率性の視点から評価をすると、いうことになってございます。これは最終的には指定管理者に移行したんですけれども、民間への移行が妥当だと言う評価の中から指定管理と言う事になった物でございましてけれども、そういう形で民間にいくべきなのか、それとも廃止とか転用する必要があるのかと、いう様な事を測定する表

でございます。今回の説明にあたりましては現状維持する、それから先送りにすると言うのは今回の説明の中のシートに入ってございませんので、もう一つの表であります、新規事業に配分については、今回のシートの中には入ってございません。そういう表の作りになってございますので、早速、企画防災課の担当から説明させて頂きたいと思えます。これについては91ページの表になります。

会長 それではお願いします。

企画防災課長 企画防災課の澤登でございます。宜しくお願いします。消防後援会の補助事業でございます。結論と致しましては22年度に廃止を検討している事業内容でございます。これまで対象と致しまして消防後援会としましては、虻田地区、洞爺地区、洞爺湖温泉地区この3地区でございます、後援会に対する補助でございます。これまで総額と致しまして24万円程補助してございます。目的と致しましては消防団の使命達成を支援する事を目的に住民への防火思想の普及啓発等、消防活動への意識の高揚を図ると、言う目的でございます。これまで補助内容の事業展開と言う物、それから決算内容等踏まえまして繰越と事業内容につきましても繰越が補助以上の額を占めるなどから22年度に向け廃止が妥当であるという結論を出した内容でございます。以上でございます。

会長 何かありませんか。宜しいですか。ご質問なりご意見。企画消防課はこれ一つですか。

企画防災課長 はい。宜しいですか。

会長 宜しいですか。

委員 いいですか。

企画防災課長 はい。

委員 若干後援会にも入ってるんですけども、これ町も補助金だけでは、後援会的な物は間に合っていないですよ。補助は出しているんですけども。今迄やってきた後援会についても、一般のなんちゅうかあの企業団体からそういう企業を仰いで、そして町の補助を入れて今迄継続してきたんだよね。そうすると、今度町からの補助を打ち切るって事にしたら民間の任意でやって下さいって事になるんですかね。

企画防災課長 将来的にそちらの方の移行が必要であろうという判断でございます。なおこれまでの申請それから実績などですね。内容を精査した中で部分的にはございますけれども、会計処理上での繰越とされる部分がですね。町の方の補助額より大幅に超えて繰越されているという状況をふまえてですね。それも判断の1つになっていくかなと。それから目的とする部分での今後のそういう啓発関係につきましては、こちらの方でも記載してございますけれども、別様の広報等も使いながらですね、地域防災関係のですね、啓発に取り組み出来る物ではないかという判断をさせて頂いたと言う事でございます。

副会長 ちょっと考え方なんですけどね。消防が行う活動を防火思想の普及とか、そういう物は消防団経費なんです。消防経費という、いわゆる公費の中でやりますと。消防団員の方の日常のご苦勞に対してのね、慰勞的な物って言うんですか。そういう物については補助金がなくなれば当然寄付金だとか何とかでやるとなるんでしょうけれども。その範囲以内であれば団員の皆様の参加者のね。会費なりをと言うものを中心にしていきますよ。だから公費部分とそうでない部分とははっきり分けてね。そういう団体に補助って言う物をしないと考える方で整理をしているという事でしょうか。

企画防災課長 あくまでも補助対象としてのですね、これまで支出していたその判断につきましては慰勞と言う事ではなく、消防団等への支援それから活動等のですね、こちらの方にも書いてございます思想啓発って言う、活動に対してのですね。補助であると言う事からですね。慰勞と言う様な事については、補助対象としてはですね。余り馴染まないという判断をさして頂いたという事でございます。

副会長 と言う事は、ボランティアで協力をする人達いわゆる後援会にね。後援会の人達というのはボランティア活動として団員が行う活動にご協力をすると。今の様に慰勞経費と言うものは自分達でやるのなら自分達でやって下さいと。でも公費負担の対象にはなりません。必要な物は公費で負担するんですよと。防火思想の普及と言うのは消防団として必要、団員として必要と言うよりもですね。消防団活動として必要なことになるんでしょうから、これは公的な事業と言う事ですよね。基本的には。そういう様な区分、区分けでいいんですか。ですから本来的には公費でやっている事をやればいいんだと。基本的には。ただ消防の皆さんご苦勞さまでですねと言う事があって、地域の人達が公費で何も無い物をやりたいって言う事になれば、それはそういう人達での任意の組織でやって下さいと。消防団でしなきゃいけないものがありますよね。消防査察なり、防火思想の普及なりっていう物がありますよね。これは公的、西胆振消防団、消防っていうのは公益団体ですからそれはその予算の中で必要な物はやりますよという事で理解して良いんですね。

企画防災課長 はい。

会長 よろしいですか。なんかちょっと私も消防についていますけども。

結局、消防団に対する寄付はやめると言う、寄付じゃない。予算組むということは止めるという事なんですよね。

企画防災課長 後援会、団に対すると言う事ではなくて、こちらの方は消防後援会に関するものでございますので。

会長 後援会はい。消防じゃない。

企画防災課長 団とはまた別になっております。

委員 そういう中でね。課長がお話したように補助した金額よりも団費が残ってるという説明があったんですけども、これはあくまでも後援会が先程言ったように各々企業団体色々の方に費用は仰いでいるんですよ。その中であくまでも町の24万だけを使っていた訳ではないですよ。はっきり言って出初式に使えばこの位なくなっちゃう。知っての

通り。で折一つだとか、そういうタオル1つ配っただけでもなくなっちゃう訳です。その他に70万くらい今まで補助って言うか色んな企業団体に補助っていうか寄付を仰いでる訳です。それで最終的にこの位の金額が残っているという内容なんですよね。それで今、後援会の方もいろいろな企業がなくなってきた。そういう所が無くて、出来れば自治会の方をお願いして、1件なんですか。おおよその詰めはちょっと分かってないですけども、100円寄付してもらおうかという動きになってきているんですよ。その位決して無駄な動きじゃなくて、後援会は後援会で消防団をやっぱり洞爺湖町の町内、洞爺湖町の安全を守る防災を守る為に何かの手伝いは出来ないかって言う事で自主的に後援会やってる訳ですよ。その中でこういうふうに入ってくるんだよって言うのであれば、それはそれでいいんですけども、内容やっぱりちょっとね。補助してもらって内容説明してもらわないと、他の知らない人はね。あくまでも補助事業だけで後援会やった様に聞こえるんでね。ただ内容はあくまでも大きい金額はみんな町内の有志から頂いてるんですよ。それでその中も今後できないんで、今言ったように、今後町の住民に、これお願いして100円位寄付してもらおうかっていう話になってきているんですよ。だから自らここが町が出ないからって言ったってやっぱ使う物は使う訳ですよ。したからまあ方法が変わっただけで逆に町の一般の人の出費が増えてくると。言う事なんですけどもね。

企画防災課長 私の方での言葉足らずで申し訳ございませんでしたけれども、一応あの町から補助している事業メニューの中で、今回その消防後援会に対する削減の一つとしてですね。これまでやっている組織自体に対する云々と言う事ではなく、財政的な事を踏まえてですね。22年度に向け21年度は各後援会とも詰める了解を頂くと言う事の作業もあるかと思えますけども、22年度に向けて廃止という方向で進めて参りたいと言う事でございます。

副会長 私が心配するのはですね。今虻田地区と洞爺地区、ちょっと違うのかもしれないけど洞爺地区で言えば自治会費の中にですね、消防団、自治会の皆さんも消防団員、消防団後援会の会員という事で位置づけられていますから、ですから自治会費集める時に消防団後援会の会費と言う物を集めてるんですよ。1戸100円なのか300円なのか分かりませんが。そういう形で集めてその後援会が消防団員の皆さんに主として町費でね。必要な事はやってるんでしょうけども、それで出来ない物を応援をしていきたいと思いますと言う事で、そういう事でその後援会と言う物が出来て、会費も自治会費、自治会毎にそういう役割の人がいてそれを徴収して、そして経費に充ててるという事になるんですけども。今のお話で、いや団員の人苦勞するとは言っても飲み食いとか出初とかですね。何とかの時の飲み食いと言ったらいいか慰勞と言うような事には公費は馴染まないから出しませんと。今まで補助金を出していたのを繰越金が多いんだし、結局そういう金に充てるんだったら繰越金多い少ないに関わらずね。出しませんよって事になればじゃあその自治会の人達も住民の人達も消防団後援会と言う物がそういう目的の物であればね。再度根本から検

討しなきゃなんないなという事に多分なってくると思うんですけども。ここで言うと完全にもう廃止なんですね。補助金を減らすとかって言うんじゃないくて、22年度から完全に無くなるって言う結論ですよという事ですね。

企画防災課長 補助金に対してって言う。

委員 補助金は出しませんって事ですね。ですからあと自治会の皆さん方が、それぞれの中で検討して後援会をどうするか。止めるのか。継続するなら会費でも値上げしてでも継続するのか、それらを考えて下さいって事ですね。

企画防災課長 いえ、そこまで申し上げているわけではございません。

副会長 いや。結果としてそうなってもそれはそう言う事になるんですよという事ですね。と言う考えなんですよ。私言いたいのは。

企画防災課長 後援会自体の存続、云々って言う事ではございませんので。はい。町がこれまで補助金として支出している物について22年度から廃止をしたいと。言う事でございます。組織云々と言う事は申し上げてはおりません。

副会長 いいですか。先程の話では24万と言うのが無くなれば、当然その分をどっかで負担しなければね。帳尻合わない訳で、まあ100円の云々って話ありましたよね。それで洞爺湖の方では自治会の中にそれも入っているんだと。こちらの方の、旧虻田町それは入っていないでしょ。

委員 入っていません。けどなんか今、自治会でその恐らく洞爺村の、旧ね。話を聞いて、だから虻田町、旧虻田町もやろうじゃないかと言う方向づけみたいですね。今。

委員 ただ何処でやってるんですか。

委員 自治体で自治会の会長の方で恐らく今説明、聞いてませんか。

委員 という事は町民の負担が増えるって言う事なんですね。

委員 そう。そうです。

委員 端的に言えば町の予算は削りますよと。それに見合った物は自治会でね。

委員 いや、見合ったものは、全体に

委員 100円なり何なり負担して、そういう方向に進んでると言う事なんですか。

委員 後援会もね。やっぱりずっと縮小しようと、そういう弁当だとか配ってるのも止めようと。出来るだけ簡素化しようって事してやっぱり予算がないですから、どんどんどんさっき言ったようにないですけども、やはりさっき言ったように安全守って貰ってるんだから、やっぱり前向きでやっぱり100円位は1軒につき100円位は寄付って言う話は良いんでないかって話は今、して貰っているんですけども。

委員 100円がいいか悪いかって言うのは別にして、町の予算を削ったものを町民に負担をして頂くって事は、私はね。どう言う事なのかなって言う風に思うんですよ。勿論町の予算が無いからそれはもう削るって言うのは分かるんだけど、それを町民が負担をして頂くんだって言うと全然話私はね。違うんだらうなって思うんです。

委員 あとこれね。先程言ったように、公、あの駅前町内であればやっぱり20軒位の大型、大型ってあれ結構店屋さんとか企業さんに寄付してもらっていたんですよ。それが今こういう状態なんで、企業から無いんですよ。なかなか、そして補助もね。貰いに歩く人も大変なんですよねと言う事だね。どうすればみんなが安全を守って、全員の為でしょうって。やっぱり家庭の為でしょうって事で、全町内に広げた方がいいんでないかって言う話になってきたんですよ。そしたら今洞爺村さんで旧洞爺村さんでやっているような案がね。耳に入ってきて、出来ればそう言う方が1団体からこう固めて貰うよりも、広めた方がいいんでないかって話は変わってきたんですよ。

委員 でも町からすればね消防団後援会に対する補助金は22年度廃止としたとしても、消防団後援会の会組織がね。任意の組織ですから、それで会費を値上げするのか、あるいは事業内容を考えるのか、それは後援会自身で考えれば良い事だから、と言う事ですよ。

委員 後援会員を増やすって言う事と1町民に100円ずつ割り当ててるって事は全然、別な次元の話ですからね。

委員 それは後援会の中で今度役割。

委員 ええ。そうですね。後援会員を増やすとか、そういう形でね、やればいいんだと。それを一律町民の負担求めたらいいんでないかって言うの、私はちょっとあまり納得出来る話でないかなと思うんですけども。

会長 そもそも消防法っていうのがあって、消防団っていう正式なあれなんですよ。消防の一員なんですよ。国で決めた。ちゃんと消防法って法律ありますもんね。でその中で町が出さなきゃなんないっていう実際に消防活動に対する費用は出してくれるんですよ。これは国も認めて出してくれる。ところがですね。非常勤ですから常時はもうそれぞれ仕事についておられるんです。ところがその仕事を投げて、いざ災害の時にその人達は動員され出てくる訳です。それを義務付けられるんですよ、消防団員は。そうすると自分の家が火事になっていてもこっちの家消しに行かなきゃなんないというような、辛い立場の人もかなりいる訳ですよ。ところがそういう立場に対して周りの人達は、ご苦労さんって言う意味で後援会を作ってる訳ですよ。というのは実費ですからあくまでも、何て言うんですかね。ギリギリの所で皆さん出動してますから。それに対する何か支えになる物って言う事で後援会は何処の地域でもある訳ですね。ところがそれが町の方で若干まあそうやって町民も協力してるんなら、町も出そうかって言う市町村もあれば、そっちはそっちでという市町村もあるみたいなんですこれ。バラつきが。その中でこういう逼迫した財政の中でゆとりがあるよう、さっきの話だと少しゆとりがあるようだからって削減するという形に。

企画防災課長 ゆとりがあるからと言う事ではなく。

冒頭から申し上げている町の財政を考える時に、後援会としてのですね、補助については22年度廃止にして頂きたいという事で。

会長 札幌辺りでは出ません。全部任意でやっています。あの後援会はね。そしてしかもその町内会が、まあ言ってみればある意味では経費出しています。まとめてね。人口が多いですから1人辺りの出費はほんとにわずかですけど。こう言う所はやっぱりそうはいきませんから。人が少なく、人口が無いですからね。やっぱり1軒あたりの負担は当然大きくなりますよね。そう言う事で。この審議いいですか。それでは次に進めます。総務課の方。

総務課長 総務課の森でございます。宜しくお願い致します。座って宜しいですか。

会長 はい。どうぞ。

総務課長 すいません。2件ございまして、99ページになります。宜しいでしょうか。ここは本庁舎管理業務と言う事で、この役場の建物の管理業務でございます。で、大きく分けますと管理については警備、夜の警備あるいは土日の宿日直。それからあとは町内の清掃。それから電気水道関係と光熱費。そう言った物で維持費が掛かってる訳ですが、職員で何とか出来る事がないかと言う様な話の中でですね、電気料の節約とかあるいは宿日直の職員による実施と言う様な事で評価が出ておりますが、この中で警備について土日祝日の警備日直を職員でやろうと、言う事になっております。これについては現在、業者さんに委託をしておりますが、それを職員でやることによって職員が日直をやる事によって職員の手当て4,200円と言うのが出るんですが、そのトータルの差額が大体24万位。この位は節減出来ると言う部分と、それから清掃の関係でございますが、これは今3人の方にパートと言う事で町内清掃やって頂いているんですが、この部分も職員でやろうと、言う様な事でこれについては100万強の削減が出来る、と言う事で合わせて大体130万位の節減が出来る、と言う事から、この部分は職員でやろうと言う事で。これはもう本年度の4月1日からやろうと言う事で、概ね方向が決まっております。1点目は以上でございます。

次が、次のページの101ページになりますが、これは共有住宅の管理事務と言う事で職員の職員住宅の関係でございます。現在職員住宅と言うのが20戸ございます。1戸空いている様な状況なんです、1棟4戸の建物が3棟と、ほくでんの社宅、虻田神社の横にほくでんの社宅がございまして、そこ4戸をですね。ほくでんから借りて職員住宅にしていると。それから残り4戸は1戸建てが町内に4戸ある訳ですが、その合計20戸でございます。これについての評価と言う事になるんですが、職員から払ってもらっているんですけど職員住宅の住宅料、これをもう少し検討出来無いかと言う様な事で、これにつきましては21年度に向けて検討する事ですから、少し料金上げれないかと言う様な検討になるかと思うんですが、それは21年度に進めていきたいと考えております。以上でございます。

会長 ありませんか。ご質問。庁舎の
これ警備があるんですけど。

総務課長 はい。

会長 でああ、職員の方がおやりになるんでしょうけど、この頃悪い奴がいて、なかなか凶暴化してきて、後ろの今日もそうなんですけど、職員を配置しているのでは、おっかなくて、入ってきたら逃げるしかない。通報位は出来るけども。言う事で警備会社をお願いしているんですけど。そちらの方はプロでして、なかなか組織化されてすぐ飛んで来てくれる。それからかなり訓練もされている方が来ている様ですけれども、今時の事でこれで職員の人が2人でも居るってのはこれ大丈夫なもんですかね。

総務課長 場所的にはですね。一応正面玄関でなくて裏の職員の玄関のあそこに部屋が1つなっていて、窓口であるんですがそこで勤務する様な形になると思います。そういったリスクの関係についてはですね。万全を期したいと言う風に思います。宜しいですか。

会長 公住のいや公住じゃない。職員住宅ですか。これについての。なかなか家賃下げるのは喜ばれるけど上げるのは嫌われますよね。

総務課長 そうですね。まあこの、職員住宅と別にあの教育委員会所管なんですけど、教員住宅もございまして。そこら辺とのバランスもありますんで、そこら辺を兼ね合いを考えながらやっていきたいと思っておりますけども。

委員 教員住宅とはね。

総務課長 はい。

委員 私、考える必要ないと思うんですけどね。教員住宅は学校移動によってね。どうしてもその学校のそばに来なきゃいけないって事ですから、胆振東部の先生に通勤してきて欲しいって訳にいきませんからね。だから必要な住宅っていうのは、ある程度は確保しておかなきゃいけないって事情もあってね。ある程度、多分世間常識からみたら安いんだと思うんですけどね。町職員は勤務できる所に住居を有する、責任がある訳ですから、ですから一般の住民から見てね極端に安いと思われる様な事があるのであればね、やっぱり引き上げについても内部で検討して頂くって言うには良い事だと思いますね。

会長 まあバランスの問題ですよ。あくまでも。宜しいですか。

委員 はい。

会長 それでは総務課関係をこれで終わりにします。次は税務財政課ですね。

税務財政課長 はい。調書、戻って頂きまして95ページになります。納税貯蓄組合の補助金の制度でございます。こちらの方の補助金につきましては合併時に色々協議があった訳でございます。旧洞爺村では合併の2年程前ですか、補助制度は廃止された。旧虻田につきましては補助制度がございましたので、新町においても旧虻田の要は補助率と言いますか、それを低減することで新町においても継続すると言う事で現在に至ってる訳でございますけど、この補助の内容でございますけど、要は納税額、納期内納付、頂いた納税額に対して3段階で補助してる物でございます。年間の一般会計の補助金については400万代から現在では300万弱と。290万位と言う事でございますけど、実は胆振管内的、それから全道的にもこの補助制度につきましては、根本になる納税貯蓄組合の活動については納税貯蓄組合法という国の法律がございましてですね。要は地域の納税思想のま

あ啓蒙活動、それからしいては納期内納付を基本とする活動に対して市町村で一定の助成をしてですね。それを奨励して頂くっていうのが考え方でございます。ただし、いろいろな市町村で見直しをした背景にはですね。先ず1点目は口座振替の普及という問題でございます。それから昨今、個人情報の問題。と言うのは、単位組合として当町におきましても54の単位組合がございまして加入者総数では1300人位の加入者がいらっしゃいます。ただ、単位組合の活動として従来はですね。町との関わりにおいても例えば1会員組合に対しまして納税通知書自体をですね、組合の役員さんに送付で個別配布した時代もございます。個人情報の絡みでそういう事は町としては出来ませんので、組織化はされていますけど、なかなか単位組合としての従来行っていた、要は納期内納付の奨励、活動自体が抽象的な形でのですね、活動に現状はなっていると、言う関係もございましてですね。全道的に見直し縮小廃止等に移行してきていると。今回事務事業の見直しの中でですね、従来の要は活動全て否定するものではございませんけど、そのあり方についてはですね。22年度をもってですね。廃止を方向性が現状ではあるべき姿でないかって言う町としての考え方でございます。以上です。

会長 まあ今、説明の中にもありましたように、殆ど口座一回に変わればみんな期限内導入って言うのが出来ちゃう訳ですけどもね。それと個人情報の問題ですね。これ。うちからも納税組合はあるんですけどね。誰がいくら払っているんだか全然分かんないんですよ。結果的に補助金に出て来て、ああ払ってるんだなっちゃう事が分かるだけで、活動と言うのは全然、しようにも出来ないんだよね。

会長 どうですか。宜しいですか。それでは先に進んでいきます。次は住民課。

住民課長 ええ。次、宜しいでしょうか。

会長 はい。

住民課長 それでは説明させていただきます。事務事業につきましては交通障害保健加入促進事業と言う事で、その内容的には年間360円で交通事故にあった時の災害見舞金という事で制度がございまして。これについて町民の方に入って頂く為に加入して頂く為に、加入促進員と言う事で、年度始めに3月に、4月から制度が始まりますから3月に、町内各校回りまして加入して頂くように何て言うんでしょうか、受付をして歩くと言う事でございます。この加入促進につきましては、人員的には虻田本町1名、洞爺湖温泉1名、旧洞爺村1名と言う事で3名の方をお願いしてございます。この方々がする一月だけの、あの一まあ手当てでございまして、平成20年度の場合35万1000円と言う金額を用意してございます。でこれを一応廃止すると言う事の内容でございまして。以上でございまして。

会長 で一つずつやりますか。それとも三ついっぺん。また多くなりますけど。まあ三個ですから。やっぱりページ飛ぶから、一つずつやりますか。これ如何ですか。報酬ですね。これは。

住民課長 賃金でございまして。

委員 これは報酬って事であのなんですか、加入員ですか。この方の廃止っちゅう事なんですけども、これを見ると継続ってなっていますよね。これはどう言う形で継続するって事なんですか。

会長 賃金はなくなっていますよね。

委員 勧誘はしないけども、なんらかの形でそう言う風には、町民には加入を促進すると言う事なんですか。それとも。

住民課長 この事業、宜しいでしょうか。この事業するのは続けると。交通障害の加入についてはですね。続けると。ですけどもこういった加入促進を設定する事は止めるいう事でございます。

委員 と言う事は具体的になんらかの方策を取るって事ですね。周知して尚且つそう言った例えば保険料を受け取る、部分を総務課でやるとか、そう言う形の物を残すっていう事ですか。

住民課長 ですからあくまでも加入して頂く為に、現在もやっていますけどもそれぞれの家庭に申し込み用紙を配布します。その申し込みの加入受付を役場でやって頂くと言う事でございます。

委員 いいですか。

会長 はい。

委員 賃金が35万1000円カットするって21年予算なってるんですけども、収入の方もまあから20年から約40万円くらい減ってますよね。わかりませんか。

住民課長 はい。

委員 177万に137万ですからね。21年度は。ですから普及促進員を減らす事によって、収入が減るんだという風な予算なんですか。

住民課長 この経費的には促進員を配置する事によって35万かかりますから。その分が落ちる事によって60何万になると。64万8000円ですか。に落ちると言う事です。

委員 はい。

住民課長 ですからこの事業に要する経費が下がると。言う事でございます。

委員 収入が減ってますでしょ。じゃ無いんですか。

委員 これ収入って言うのは町に入る金じゃないから。結局この組合があるんですよね。こう言う補償組合に入ってくる金ですから町はその金を加入率を上げる為に臨時職員を雇ってやっている訳ですよ。臨時職員雇っている金は町の金なんですよ。

委員 はい。

委員 だから、洞爺湖町の加入者の割合は増えるんですよ。そう言う綿密な加入をすればね。だけど集まった金は町に入るんでなくて、胆振のそのこう言う加入促進の交通障害何かありますからそこへ行っちゃう訳ですから、ですから町はね。そこまで町費を出さなくてもいいんじゃないかって言う考えだと思うんですけども。そういう事ですよ。

委員 経費が減ると言う意味ですね。

住民課長 この制度仕組み言いますと、皆さんから保険料集めますよね。これを運営しているのは民間の保険会社でございます。保険会社にその町が集めた保険金を納めるという制度でございます。町はこれをやる為に参加促進員という事で町独自で参加促進員3名の方を雇ってると言う事でございます。

会長 宜しいですか。この、2ページの説明を見ますとね、全加入者の70%が加入員が手続きしてますって事になると、その人がいなくなるって事は町の方の事務負担が増えるって事になりませんか。

住民課長 それを止める事によって、加入率がもしかしたら低下するかも分かりません。ただこれいきなり参加促進を止めてもですね、それでは他の代替措置として、例えば私共が各地域に回って歩いて、まあ一箇所と言う形で中間利用して、そこで皆さんに集まって頂いて加入の受付をすると言う方法もあろうかなとは考えてございます。

委員 どうしてもそれは手続きが増えるって事だ。直接経費が増えるって言う事になりませんか。間接経費が、間接経費が減っても直接経費が増えて来るよって。やぶへびにならないですか。極端に言っちゃうと職員の方の給料の方が高いでしょうから。

住民課長 私共そのずっと常時行くのではなくて、例えば日にちを決めた中で1日2回、1回か2回、回ってみようかなという事は考えてございます。

委員 この保険の加入はもう20年位ずっと続いている事業と言うか、仕事ですよ。ですからもう合併した年度の2年間で参加促進員を設けて、70%以上が新しく又入ったという事で、今迄20何年間ずっと継続している事なので参加促進員が2年間回った事によって、みんなに洞爺湖町に周知されて、今年度からそれを廃止した場合も加入率は下がるかもしれないんですけども、これは特に事業が増えるって言う事じゃなくて、事業じゃなくてあの職員の仕事が増えるんじゃないかと、元に戻るだけの事だと思うんですけども。

委員 これ人、あそうか。こう言う風にやったの、2年間だけですよと、それ以前は要するに直接、それをやってたよと言う事で。

委員 それ以前は今迄回覧板だとかって言う事で、みんな住民が自分達で加入してきた保健なので。その回覧とか何かでまわして。

委員 その人を皆、まとめてね、保険会社にやるのは、やって貰う方が、臨時職員雇って要は雇ってまいが、くい込んで来ようが集めてこようが、役場が全部まとめた物を保険会社にうちの町はこう言う人達が入ってますよと、全部くっつけてやるんですから、手間隙は特別な事をやらないかぎりにはそんなに、職員にかかってくるという事にならないんじゃないかと思うんですけどね。これ止めたとしてもね。ですから臨時職員1ヵ月分のまあ3人の賃金がね。無くなると、そして入りたい人は自分で申請して入ってくれば、その人は保険に入ると、そう言う事になるんじゃないですか。

会長 まあ窓口に行くって事ですね。加入に来た人。グルグル家庭を回って入って下さいって人は。

委員 これ加入したらそっちから手数料は出るんでしょう。

住民課長 あの一出ます。それが70万です。

会長 なんですか。これ使用料、手数料ってこれ何。保険料。収入財源内訳の中に

住民課長 これは保険料の収入なんです。

会長 そうなの。大した変わらないですね。ずっとね。

住民課長 大体横ばいでございます。

委員 一人365円ですから。減ってもそんな少なく。

会長 宜しいですか。

委員 はい。

会長 次お願いします。

総合支所長 それでは、私の方から67ページになりますけども洞爺火葬場の件について。洞爺火葬場につきましては、昭和42年の建設と言う事で既に41年を経過して、まあ老朽化が著しいという事ですね。それと最近、伊達市とかで葬儀を行うのが増えまして、洞爺の火葬場の使用頻度が減ってきていると言う事もありまして、昨年度19年度からですね町政懇談会等におきましてですね、改修等が必要になった時には改修をしないで虻田火葬場に一元化をしようと言う事で説明しております。今年度末を持ちましてですね。実際に改修が必要な箇所が出てきておりますので、今年度末を持ちまして虻田火葬場に一元をしていきたいと言う事で考えております。実際に費用的な部分で申しますと、火葬場の灯油代それから電話料等の部分、それと委託料ですね。実際に火葬場の業務をして頂いているのは、伊達の方の業者に委託しております、1件38,850円ですね。1件につき。それだけお支払いして、年間その部分で70万前後のお金が出てくという事なんですけども。これを廃止して虻田の火葬場に一元化を図って行きたいと言う事でございます。

会長 これはもう廃止って事ですね。

総合支所長 えー虻田の火葬場に集約すると言う。

会長 実際は使用出来なくなっているんですか。

総合支所長 使用は可能なんですけども、もう傷みがですね。火葬廊それからボイラー等の点検等の費用等考えるとですね。今後の状況、それから建物その物もですね、かなり41年経ってると言う事で老朽化してて、傷みがひどいと言うことでございます。実際にこの火葬場につきましては待合室と言うと、本当に控え室的なものしかございませんので、こちらの方の火葬場のように遺族が待つ部屋とか、そう言った物がございません。

会長 虻田の火葬場でもし事故あって使えない時にも近隣で結構使わせてもらって間に合ってますよね、実際は。それで伊達だかも。りっぱだしね。はい。分かりました。宜しいですね、これ。

委員 はい。

会長 次の、これだけですか。虻田の火葬場は。

事務局 はい。虻田は洞爺の火葬場を統合すると言う事で。町とはい。

会長 はい。ここで10分ばかり休憩したいと思います。

(休憩)

会長 それでは再開いたします。次は5番の健康福祉課、お願いします。

事務局 健康福祉課につきましては、難病連の事業からページナンバー3ページで、

健康福祉課長 健康福祉課の菊地と申します。それで3ページでございますが、システム事業と致しまして、北海道難病連事業に対する助成金と言う事でございます。これにつきましては直接自治体にもお断りしておりますけれども、直接関係している事業ではございません。全道の自治体におきましても財政的な面から、補助金を削減している自治体が多くなっているという現状です。当町と致しましても財政的な問題から補助金の見直しを行いまして、助成金を廃止するという事でございます。金額に致しましては1万円でございますが、補助金の中味と致しましては住民一人当たり1円以上の助成を希望としていると言う事でございます。

続けていいですか。会長。

会長 以上でございますけれども、1万円です。良いですか。

健康福祉課長 続きまして35ページに行きます。当面休止する事業と致しまして、洞爺湖町手をつなぐ育成会の運営費補助でございます。これにつきましては、手をつなぐ育成会の運営費と言う事で、3年連続ですね。前年度繰越金が町の補助金3万2千円を補助している訳でございますが、上回っていると言う事でございます。又更に活動自体がですね。低迷していると言う事ございまして、所管担当と致しましては廃止するという事ございましたけれども、形態の中で21年度に全体的な補助金の見直しを行うと言う事もございまして、21年度におきましては自粛姿勢と言う形の措置を取ったと言う事でございます。

会長 これ何かありますか。宜しいですか。次のお願いします。

健康福祉課長 続きまして縮小する事業と致しまして43ページでございます。長寿祝金の支給事業と言う事でございます。これにつきましては、長寿祝金を贈呈する事によりまして、その長寿を祝福すると、又あの長年の社会貢献を労い、長寿祝金を支給してございますけれども、その中で継続して事業を実施する必要がありますけれども、昨今の社会状況の変化とか近隣市町村の事例等もふまえて、今回21年度におきまして75歳の節目年齢の廃止。又100歳の方につきましては在町期間の設定についてですね。する事によりまして縮小をする事に致してございます。なお、西胆振の市町におきましては75歳に対する祝金の支給につきましては、実施されていないと言う事も現実のシステム上もございます。ちなみに75歳につきましては1万円。それから88歳につきましては2万円。100歳については20万と言う形でのお祝い金の支給でございます。

会長 如何ですか。

委員 これ100歳以上のね、在町年数、年限を決めましょうと言う事なんだけども。これは今あると言う人はあるんですか。

健康福祉課長 一応基本的にですね、今考えておりますのは10年。通算して10年以上

洞爺湖町に在町している方という形で考えております。最近ですね。施設入所者が増えてきていると言う事もございます。その中でやはり高齢化の関係からですね。90歳過ぎて、入所されるという方も増えてきていると言う事もございまして、当町で100歳を迎えるという方の中です。やはりあの在町が6年とか5年とかって言う形の人も中にいるものですから、そういう形の中で、10年と言う一つの区切りをつけさせて頂くという形で考えております。

委員 これ88歳は残るんですか。

健康福祉課長 ええ。88歳は残ります。

会長 何か年寄りがだんだんだんだん減っていくのは寂しいですけど、まあ仕方ないですよ。財政ですから。

健康福祉課長 これに付きまして一応承認頂ければ、3月の議会にですね、予算編成、条例改正して出しまして町長にPRすると言う形になっております。

会長 宜しいですね。

健康福祉課長 続きまして引き続いて45ページになります。高齢者事業の高齢者事業団の運営事業補助金でございます。これにつきましては訪問開拓員の方に対しまして、道の補助金が出ておりました。それが年間38万と言う事でございますが、平成20年で補助金も最後になるとなる事でございます。その事で補助金が終了する事によりまして、(町?)の補助金もですね。縮小をお願いしてる所でございます。その関係で21年度におきましては10%程度の削減と言う事でございまして、20年度は110万の補助金を交付しておりましたが、21年度は100万と言う形で事業団の方と共有をしたと言う事でございます。そういう関係から補助金の縮小と言う事で対応しております。

会長 10万円の縮小と言う事ですね。如何ですか。だんだんだんだん高齢者が増えてくるでしょう。

健康福祉課長 そうですね。増えて来てるんですけども、なかなか会員数も増えてないと言う実態もございまして

会長 実際の事業にね。

健康福祉課長 それとやはりこう言う不景気な状態ですから、仕事の量も減っているというような実態はあるようですけども。

健康福祉課長 宜しいですか。

会長 これ先進めます。

健康福祉課長 それでは次は継続する中ですね。21年度に新たに受益者負担を求める事務事業と言う事でございます。その中で69ページになります。一つは公営浴場の松の湯の入浴料の関係でございます。これにつきましては、公衆浴場の入浴料の統制額がですね、2006年の1月から改正されまして、又20年の8月に改正されてございます。その関係で平成18年2006年につきましては390円。それから20年の8月では420円言う事で値上げされてございます。現行町営浴場松の湯の一般入浴料金につきましては

は370円と言う事でございます。その関係から受益者負担の関係もございまして、また修繕料或いは費用負担がそれに対してですね。費用負担が大きいと言う事もございまして、町営事業、いこいの家も含めてですね。値上げで受益者負担を求めると、改定をしたいと言う事での事務事業の見直しをしている所でございます。それからそれに合わせましてですね。71ページになります。一般入浴の助成事業でございます。これにつきましてもホテル旅館或いは一般の入浴施設合わせまして11施設でございますが、入浴の契約をしてございます。今現在370円で利用できるという事で、大変町民から喜ばれて利用されていると言う状況でございます。その関係もございまして、ただやはり年々ですね。利用客が多くなってきていると言う事もございます。その関係から370円を頂いて施設の方に370円を直接払っているという事もございます。そう言う関係からその部分と合わせましてですね。入浴回数券の印刷とか納付書発行或いは事務的な負担もあると言う事もございますので、それらもあわせたですね。数量的な形の部分も頂きたいと言う事も考えておりまして、同じように420円の中でですね、消費者と協議しながら、負担手数料的な物を頂きながら協議していきたいと言う風に思います。それからもう一つ合わせまして、これに関連致しまして高齢者入浴助成事業でございます。これにつきましては今現在70歳以上の方から100円を頂いております。270円を町が負担しているという事で、契約事業所につきましては一般の入浴施設と同じように契約をしている所でございます。そういう関係から町の方も体制的な部分も含めまして一般入浴と同じような形の費用負担もございまして、そう言う関係からあわせまして、100円を150円に負担が出来ないだろうかと言う事の中かでですね、今新たに受益者負担を求める事業と致しまして検討して行きたいと言う形でございます。尚あのこの部分につきまして協議が整った段階でと言う形になりますが、今の予定の中では21年の10月から改正が出来ればしたいと言う形で考えております。

3点でございます。

会長 3点入浴の問題ですね。今迄100円で入浴券を貰ってたのが、手に入ったのが、150円って事ですね。

健康福祉課長 業者との協議も整ってないんですけども、老人の方についてはそこまでも370円なら370円で受益者負担だけを頂いて、町の負担を減らしたいと言う、考えてはいるんですけども。

事務局 一般入浴は相当ですね。利用者が増えてきている言う事もございます。そういう関係で手数料的にですね、町の方の窓口も相当来るものですから、それだけやっぱり負担になると言う事もございまして、そういう部分の中ですら、420円もし値上げさして頂ければその中から少し手数料を頂いてですね。業者の方も応分の負担をして頂くと言う形を取りたいと言う風に思っております。

会長 公衆浴場って言うのはなんかあれですか、皆さんどっか決めるんでしょ。

事務局 公衆浴場法に基づいた施設って言う事で保健所の許可施設なんですね。それはあくまでも統制額って言う事でそれが上限額なんでね。ですからそれを下回る事は構わない言う形なんです。

会長 それ上限が500なんぼですか。

事務局 420円です。

会長 420円

事務局 今現在420円なんです。

会長 それ上限なんですね。

事務局 はい。

委員 この公衆浴場というのは、松の湯さんは町で持って借り上げをしてるって言う事ですか。

健康福祉課長 建物の施設はですね。借り上げです。

委員 普段の維持管理費も全部町で持っていると言う事ですか。

健康福祉課長 そうです。町営って言う形になってるものですから、建物の借り上げをして施設等の運営は全部、町がやっているということです。

委員 これ見ると22年度で一応廃止の方向ってなっているんですけども業者の方はやるって言う方向では業者の方はね。やるって方向ではあれしてないです。

健康福祉課長 そこまでの協議はしていませんけども、ただ施設がですね、相当古いという建物自体もですね。古い建物でして、去年の12月のですね。横風があったんですけどその時も壁が崩れて来たと言う状況ございます。又ボイラーもですね。噴火時に後で又お話しんですけども、噴火時に設置して、こうなってきましたてやはり今お湯ですね、給湯のお湯もやはり壊れまして、新たに又設置し直しているという、そういう関係でやはり老朽化とですね、施設の消防の関係から、いつまでも中々、優先出来ないと言うのが現状かなと。

委員 結構な利用者数があるんでね。無くなるとちょっと困る方がいらっしゃるんじゃないかなと、まあ例えばやるって事で料金上げてでもね。維持出来ないのかなって今ちょっと単純に考えていたんですけども。

健康福祉課長 それでそれと関連する形になりますけれども、実は去年のですね。年前にアンケートを取っております。その中でも自宅に風呂が無い方とかいらっしゃるんですけども、お風呂の無い又は入浴できる状態でないと言う方がまあ3割程度、利用者の中にですね。約毎日の部分ですからアンケート頂いているのは、大体90名程度でございます。1日大体40名程度の利用者と言う形なんですけども、そういう90名の方からアンケート頂いた経緯はございます。その中で3割の方がですね。自宅に風呂が無いとか、また風呂があっても入浴出来ないと言う形がございます。そういう部分の中でですね。10名の方がまあ約1割ですね、1割の方がここの利用も出来ない、風呂に行く事が出来ないと言う方が10人の方がいらっしゃるという実態はつかんでおります。

　　そう言う関係の方をどうするかと言う事がですね。これからの課題にはなってきますけ

ども、まあ当然今迄の人達は松の湯が無くなっても、他の施設を利用したりとそういう形では出来るようには回答頂いてるんですね。

10名の方をどうするかって言う部分かなりこれからって言う形になると思いますけども。

委員 今これからって言う事で。

健康福祉課長 これからって言う形になると思いますけども。

委員 基本的にはですね。公衆浴場として位置づけられて、そこに来て入ってる訳ですよ。ですから洞爺湖町の場合は温泉とかそういう色々な施設の中でね。工夫をしていけば他の施設を利用出来る事については、公衆浴場は確かに他に無いかも知れないけども、大体の金額なりね。高齢者の場合はもっと安い金額で入れるって言うのは、他に町内で沢山ある訳ですから、ただ足の交通の確保とか色々な事も問題ありますけども、それを何とかクリアして、今これ見ても21年度でも500円

委員 ねえ。結構な運営費ですよ。

委員 非常にあの赤字になっていますよね。大変大きい金額ですからね。何とか工夫をするように頑張るって欲しいなと言う気はするんですけどね。

委員 形式的な問題から言ったらね。私も賛成だと思うんですけども、あくまでもやっぱりそこら辺弱者切捨てにならないようにね。多分その10名ってのは、お年寄りなんだろうと思うんですよ。足も無いそれこそ連れてってくれる人もいないとなると、やっぱり町として手当てをしてあげないと、それは介護の問題だとかありますんで、そっちの方の手当てさえキチンとしてあげれば、多分大丈夫だと思うんですけども。そこら辺の手当てを是非ね。ひとつキチンと考えてあげると言う事もひとつ候補に入れたいなと思っております。

委員 これだけの金額有れば、いろんな事。

委員 えーと、それではですね。バスの運行の関係だとか出張サービスとかそういう事ですね。視野に入れて、議論していかなかったら駄目だろういう事でございます。

ただ、自宅や借家とか、風呂に入ってる方も実際にはいらっしゃるわけで。

委員 そういう人たちの事も考えていかなきゃ。

委員 大丈夫です。

健康福祉課長 1年2年掛けてですね。対応致しまして、ゆくゆくは廃止しようと言う事で考えております。

会長 多くは廃止と。

委員 こう言うのがね。大変になりますもんね。

健康福祉課長 対費用効果だけ考えれば50%ぐらいに。

委員 風呂をつける余裕が、スペースがあるんだったらね。10人位の方にそういう資金を貸したって1年で回収するんじゃないかなって。いろんな所、限られるまあ色々な方法考えられると思うんだよね。切り捨てるんで無くてもね。代替の確保考えて。

会長 それでは次のナンバー55番をお願いします。

健康福祉課長 ナンバー55で、21年度に検討調整する事業として、その中で103ページでございます。町内巡回バスの運行事業と言う事で、これにつきましては、町内の虻田地区でございますが、虻田地区の洞爺湖温泉を除く虻田地区にですね。町民の通院介護の方は入浴をと言うか、公共施設への移動手段と言う形の中で、1日ですね。9本の巡回バスを出しております。また花和の方の地区にも毎週火曜日と金曜日1日2便のバスを出してございます。それに対する巡回バスの利用と言う事でございますけれども、これにつきましては20年度におきましてですね、巡回バスの見直しを一部してございます。これにつきましては、1日9便の運行しておりましたけれども、これを7便に致しました。1日9便土曜日曜関係なく365日運行させたと言う事でございますが、今回の見直しにおきまして1日9便を7便に致しました。それと日曜日は運休したと言う事でございます。これにつきましては病院とかそれから大きなスーパーのウロコなどが、安いんだと言う事もございまして、日曜日を運休にしております。と言う事から約年間70万程のですね、削減をさせて頂いております。又新たに清水地区の方に1日3便の運行も追加して利便を図っている状況でもございます。ただ22年度に向けましてですね。この部分につきましてもやはり今無料で走っている状況でございます。その関係で巡回バスにつきましてもやはり費用負担が大きいと言う事もございます。その関係から受益者負担を求める形で検討をすると言う形で評価をしてございます。

会長 これはなかなか町内の人でも、こっちの不便の人は利用してるみたいだけど、花和なんかも大事な便でね。考えてみたら無料で走らす事もないなと思いますけどもね。

委員 そうですね。若干やっぱりね。

会長 国からの助成金でも、入るんならいいんですけどね。こっちから丸々出してただで乗って貰う。

健康福祉課長 バス事業そのものが全体的にですね。相当費用負担になっている事は事実なんですね。ですからこれだけでこの巡回バスだけで、費用額が640万円になってますし、その他には後から、次に出てきます、交通費の無料バス路線バスですね、出てきますと約1,800万円程の持ち出しなっている。洞爺湖町全体の合併後の洞爺地区も含めてですね。路線バスの運用もやっていますんで、そういう部分の中では色々ありますけども、いつまでも無料でいいのかと言う問題が当然、論議になってくると思っております。ただ、風呂とですね、タイアップしてるんですね。それらの関係での受益者負担が相当大きくなるんでないだろうかと言う事もちょっと気にはしております。

委員 でも考え方によってはね。バスの便が無い所はとにかく交通弱者の場合はどうしようもないですよ。行けないですからね。ですからそれは、有料でもバスが通ればね。勿論お金は足りないでしょうけども運行では経費としては足りないだろうけども、とにかくバスの便を確保して貰えるてのは、大変な住民サービスにそれだけなると言うんですよ。

ですから必ずしも無料でこだわる必要はなくて、バスの便は確保すると。である程度の

経費、受益者負担を貰うという考え方で、で風呂に入る人はそういうバスに乗っても風呂に行きたいとかね。バスに乗っても行く人はですよ。例えばまあ家族に連れて行って貰ったりとかして乗用車で行く人は行くんでしょけども、その風呂の入浴の要求とバスの便がどうしても欲しいと言うと、必ずイコールでは無いからね。それぞれ考えてある程度の有料化ってのは、もうここ迄追い詰められた状況の中では、考えていく必要あるんで無いかなと。

委員 必要だよな。

委員 適正価格な設定。

委員 年行った方もね。一部の方にこんな意見も聞いた事があるんですけども、むしろ無料だと自分達が気楽に乗れないと言う意見の方もいらっしゃるんですよ。ただでね。自分達それなりに収入があるのと言う事で、例えば無料じゃなくて年間のパスみたいな物をね。発行すれば自分の好きな時に乗って行けるとかね。ですから、その部分で1万人以上の年間の利用者があれば、結構な金額になってくんじゃないかと思えますよね。そんな大きな一人の負担無くてもね、いけるんじゃないかと思うんで、千円にすればいくらですか。年間千円にすればですね。そうずっと1人年間千円って形で一万と言うので千万近く。

会長 千万ですか。

委員 ある程度の頂いてもこれは止むを得ないんじゃないかって気もしますけどね。

会長 これで隣の伊達市がね。福祉ハイヤーあれで事故が増えたって事だね。やっぱり足を、これから高齢化するとどうしても車乗れない人が増えてくる。そうして環境の良いうちの町に住みたいっっちゃう人が居たら、やっぱり足確保してやるしか方法がないです。そうすると、その足をどう言う風にしてくまうかね。お互いが大きなあれが出ないようにして走らせるかっっちゃう事になれば、受益者もある程度は持ってもらって、そうする事によってただここだけの計算でなくてね。人口っっちゃうのは、年寄りがいますし、子供がいますしね。

健康福祉課長 車を持つての方は当然自家用車で利用するって言う形があるんです。

会長 出しますからね。

健康福祉課長 ですから巡回バスも去年説明会を開きながら実施したんですけど、やはりなくすって言う形になるとやはり皆さん困るんで、いつまでもこのバスの事業を続けて行く為には皆さんが利用していかなければ、頂けなければですね、続けていけないんだと言う事をお話したんですけど、やはり利用者が段々段々、ま段々段々では無いんですけどもやっぱり限られた人たちの利用者って言う事になってきてますんで。その面からですね。

委員 やっぱり公平性から考えたら、今、仰ったけども、路線バスが走ってる人は有料で乗るし、それから自家用車だっただけで走る訳じゃないし、そういう意味ではある程度負担して貰う方向で、検討して貰った方が良いと思えますね。

委員 それとね。やっぱりバスってのは大きいからさあ。二人や三人である程度のバスに乗るってのは非常に、で道南バスに委託しとったら、はっきり経費がね。掛かりすぎると

思う。で、こう言う意味でやっぱり何か特区してかなきゃ将来的にはだよ。観光協会なり社会福祉協会なりなるとかなりっていうのは、特区なんかで、白タクになるこれ費用ですね、乗用車だったらね。何人かだったら乗せれるんだから、地域の人、そう言う制度を何とか導入すれば、バスを動かさなくたって乗用車で困ってる人達、交通弱者をうまく運送出来ないだろうか。それも利用料金ももちろん貰ってですけどね。何か方法考えるべきですね。道南バスだけ頼ったんでは、やっぱりね。あのバスを動かすんではちょっと運転手つきですから、経費はどうしても掛かってくるんだよね。

健康福祉課長 バスは1台大きくても小さくても同じだと思うんですけどね。やはり大きいと目立つんですね。乗ってない人達がガラガラで走ってるってよく言われるんですけどね。

会長 その割りに、タクシーだって、ああやっただまーってお客来るまで待ってるよりは、年間いくらって言う形で契約してあれば、それが一つの固定財源になりますから、ある程度タクシー会社だって考えてくれるんじゃないかと、思うんですけどね。そう言う所なんかも少し検討してね。やはりこの町に住む人はある程度足を確保出来ると。病院位は通えと、言う形にしてもらいたいですよね。

委員 1回いくらって言う事でなくて、年間いくらって言う事を考えて貰って。

健康福祉課長 その辺ちょっと検討させて頂きたいと思います。

会長 宜しいですね。これ。

健康福祉課長 高齢化福祉分野と言う事で、町の方で高齢者福祉サービスがもうかなり多いものですから、それらの部分がですね、全部で9事業ございます。これらは弱者の人達って言うか高齢者の方達のサービスでございまして、それを全体的に見直しを含めてですね。やっていきたいと言う事でございまして、121ページにございます。今お話をしました、高齢者交通費助成、これにつきましてもやはり、今この中で、無料で運行しているこれら町内の路線バス、洞爺地区も含めてバスの路線が走っている所の地域は全面的に無料で今実施されていると言う事でございます。ただどれだけの方が利用されてかって事なかなかつかめない実態でございます。そう言う関係もございまして21年度早い時期に実態調査をしながら、どの程度の利用者がいるのか、回数券発行してどの程度の利用者がいるのか、また固定されているのかって言う事も含めてですね、調査致しまして、それに基づいて受益者負担を検討して行くって言う形を考えている所です。その交通費助成も含めてですね。配食サービス或いはあの入浴助成など、それを生かしてですね。全体的に検討していきたいと思います。

配食サービスにつきましては今年から今まで虻田地区は毎日365日。洞爺地区が5日間平日だけと言うですね。その関係で当町の統一した形で洞爺地区に合わせましょうという形で今進めてございます。それで虻田地区の場合はコンビニとか伊達駅から弁当の配達をやっておりますので、そう言う関係から行くと、土日にやってもその辺の不便さは無いだろうと、そう言う形で考えてございます。それが移送サービスの関係でございますが、

これにつきましては今現在無料で実施してございます。この移送サービスにつきましては、移動制約者と言う形でございまして、家庭的に協力が得られないとか、1人暮らしで車で病院に行けないとかって言う形の人を移送でサービスをしてございますけれども、今年度ですね。4月から福祉有償運送法と言う法律に基づきまして、陸運支局の登録の業者となりまして、社会福祉協議会が有償で移送を行うと言う形を今協議してございます。そう言う関係の中で町の方は社会協議福祉協議会の方に補助金として出して頂いて、交付致しましてそれを料金の設定を含めて有償で移送すると言うような形をとりたいと思います。今は無料でやっております。無料でやっていると言う形になりますと、介護保険の認定を受けている方これにつきましては、移送サービスを利用すると料金が個人負担になります。ですけども町がやっているこの移送サービスって言うのは、介護保険の認定を受けていない人達の移送なものですから、それを無料でやるという形でちょっと矛盾があるという事もございまして、それらを含めて検討をして有償化を図りながら社会福祉協議会に委託をしたいと言う形で考えてございます。

それから長寿まつり、これにつきましては各自治会に65歳以上ですね。敬老会に合わせましてですね。1200円でございます。これらについては高齢者運動会事業、軽度生活援助事業、それからデイサービスセンター事業と言う形で、この運営については全部65歳以上の福祉サービスでございまして、それを全体的にですね。見直しをしていきたいと受益者負担も含めてですね。見直して頂く形でございます。

会長 じゃ、これ困いの中全部、高齢者の問題ですね。

健康福祉課長 これだけで交通費を除きましてですね。8事業で約2,400万円近い金額がですね、一般財源として出ております。ですからそう言う関係でございまして、それと町の財政費にも負担を強いられると言う事でございまして、そう言う形で財政問題の見直しをしなくちゃならないと言う風に考えております。

委員 高齢者の関係を今良く言われているんだけど、高齢者っていうのは必ずしもお金が無い訳ではなくて、かえって今の若者より高齢者の方が、金持ちの人多いんじゃないかって言う、若者の方働いてるのより厳しいんでないかって言う話もあるんですから、本当に困ってる人は別にしてね。そうじゃない人はやっぱり無償に拘らないで、まあ多少はね。その辺貰う事を基本にすべきではないかなと思うんですけどね。

会長 有料でもそれだけのなんて言うかな、価値のあるサービスと言う事にしてもらえれば良いんですけども、何でもただって言うのは、今のこの世の中にふさわしく無いんでないかなって思うんですよね。ですから、サービスの質を下げながら無償にするか、ある程度のサービスって言うんですか、何もお金の掛かるサービスでなくて、やっぱり何て言うんですかね。恵みのなるサービスしてあげるって言う事で、かなりのあれが回って行くんじゃないかなと思うんですよ。それでこの頃やたら高齢者にすべて負担掛けるとかって言う世論もありますけども、どうもこれお金だけ持ってちゃってサービスはさっぱりしてくれない、取られっぱなしって言う、なんとなくこう高齢者にとっては味気ない気持ちがあど

っかにあるらしくて、私なんかもそう感じる事ありますけど、まあそういう事でまあ人間味のあるサービスしてあげれば、それ相応の物は出して貰えるんじゃないかなと思うんですけどね。

健康福祉課長 福祉サービスの中で今有料になってないのが、移送サービスですね。53番目の。移送サービスと高齢者交通費助成が無料ですけども、長寿祭りと運動会は別と致しまして、その他の部分は有料でみんな頂いているんですね。システムの関係は以上ですけども。やはり手数料的な部分掛かっていますので、設置費用とそれから毎月の手数料も掛っているんでそういう部分もございますので検討していかなければだめなのかなと

会長 他にありますでしょうか。何かご意見ございますか。

会長 どうしても、収入が無くて、率がこっちの高齢者の話にどうしてもなっちゃいますけども、ここ切るとそのうかうか年も取れないという世の中になってしまうし、なかなか難しい事で、あれですけども、まあ町が出来る精一杯の事はここだよって言う所だけは見せて頂ければね。高齢者の人も納得して貰えるかなと思っっていますけど。頭からここ切るぞ、あそこ切るぞって言われると、何か一番寂しい思いするのが高齢者じゃないかなと、そんな感じもしますんでね。

委員 身につきますんでね？負担増であれば。

会長 これ宜しいですか。まだ何かありませんか。

会長 今これからの大きな問題になってくる、窓口ですからね。これは。

委員 十分な説明必要だね。これね。人材運営、かなり時間もとってさあ、一気に最初言われたとおりドンと落ちたらさあ、いっぺんになんか潰れそうな、来そうなんだよね。この辺あの前座でもかなり情報交換なり前座でこう一応色々な内容を上げといてね。順次こうしていかないとこれなかなか項目が全部重なりとやっぱりね。けっしてこっち上がったよ。なんぼ上がったよって言ったって、合算するとですね。かなり風もあたるような気がするんでね。それ十分高齢者とやっぱ議論しながらね。やはり全部上げるというんではなくてね。やっぱり徐々に行くのも必要なのかなと、もう少しやはり取れるもの、それからあの道路のバスの路線ですけども、ちょっとこう見ると路線どう言う風に走ってるか分からないですけども、会長さんに悪いけど花和のみの人数であれば、先程会長さん言っただこれからバスでなくて、タクシーの方が返って安いような気もしますんでね。そこら辺を加味しながら少しずつ検討して貰えれば、大型バス乗さなくてもさ。350人って言ったら、一日にすれば1人って言う割合になるんでね。なんぼ固まっても10人以内だったら、かえってあの大型タクシーって言うんですか、そう言うのを時間的に回した方が単価が安けりゃそっちの方が良いんじゃないかね。

委員 1万円位はぐるっと回ってくれますからね。

委員 そこら辺も加味しながら、十分な説明だけはして下さい。

健康福祉課長 我々もその説明が一番大変かなと思っっていますので。

会長 まあ一番だね。丁寧だね。

健康福祉課長 住民、老人クラブ、ご機嫌伺いながら、それで町民説明して町民に、老人クラブに入っていない人も沢山いらっしゃいますのでね。

会長 そうね。どう言う波紋出るか、かえってねえ。会に出てこない人が大変なんですよ。歩けなくなるから出てこなくなる。だからそう言う人達が一番これから見ていかなきゃならない人達でね。もう私らの地区でも老人会がどんどん脱落してくるんだけど、脱退する人は皆ぼけちゃったとかね。歩けなくなっちゃったとか皆そんな人ばかりになるとね、やっぱり我々の力じゃどうしようもなくなるんで、一つそう言う所は暖かい目で見てやって下さい。お金ばかりじゃないですから。

会長 次は6番の総合支所の方に参りますか。

総合支所長 それでは総合支所の方から、先ず7ページの洞爺診療所についてでございますけれども、洞爺診療所につきましては平成7年から、開設者が洞爺温泉病院って事でまあ隣接民営と言う形で運営してきました。その間18年から、入院医療費を廃止しております。昨年9月に温泉病院さんの方から休止をしたいと言う様な申し出がございまして、その後診療報酬も単価の引き下げ等があり、医師の確保問題看護師の確保問題、そういった問題がございまして、病院本体の方の経営の問題がございまして、診療所を休止したいと言う申し出がございました。それでその中で温泉病院が利用者の患者にアンケートを取ってるんですが、そういった様な事もふまえて週に一回か二回、診療所の方で出来無いかと、診療出来無いかと言う事で協議をしてもらいましたけども、そうする事によってですね。新たに人員の確保とか医療機器の更新等そう言ったものが必要になって費用負担が増えると言う事もございまして、やむなくこの2月3日に休止する事はもう了承しております。今後につきましては現在走ってる通院バスの充実を図って利用者の皆さんに不便を掛けないようにしていきたいと言う事で考えております。実際に診療所の運営に掛かる費用につきましては、今現在診療機器の保守点検とかそう言ったもので150万前後かかっております。その他に事業費的なもの燃料費だとかそう言ったものもかかって、大体年間で240万前後の費用の持ち出しがございます。

会長 如何ですか。もう病院の方がやってくれないって言う。

総合支所長 1日でもやって頂けないかと言う事では、協議は重ねたんですけども、人員の確保をして欲しいと言う様な部分、あと診療機器がもう既に経過年数がもう平成7年からですから10何年も経過しているものですから、レントゲンだとか心電図だとかそういった大きな機械も老朽化によって使えなくなってる状態がございます。そう行った物を更新するとなると、かなりの費用負担が出てくると言う様な事もございまして計算しましたら通院バスを導入するといった事の方が費用は安くて済むと言う様な事になります。

それでこの部分ですね。町政懇談会等におきましても、この説明した時にですね。診療所その物よりも病院の方の本体が、無くなっては困ると言う部分もございましたので、医療機関が診療所だけじゃ無く近くに温泉病院と言う本体がございまして、その部分でご理解はしてくれてはいるんですけども。

委員 温泉病院の診療所の休止って言う事なんだけれども、撤退とは違う訳で、だから休止ってのはどういう意味なのか良く分かんないんだけど、他に転用が出来なかったり、他のお医者さんがいてね。例えば壮瞥のように伊達医院の院長さんが金曜日だけかな。午前中來るとか、そういうような事もやっていますよね。そういうことがもし町がやる気があるんだったら、休止を温泉病院がなんかつばつけたような感じで、撤退しなかったらそれもまた困る事にならないか心配なんですけど。どうでしょう。

総合支所長 一応ですね。保健所の届出は休止ということですね、届けるといことなんですけど、町の方で利用目的があってそう言ったものがはっきりすればそれは相談に応じると、というような事のご返事は頂いています。

委員 建物は町の建物貸しているんでしょう。

総合支所長 無償で貸与しているんです。

委員 だから町が目的のね、診療行為しないって事になったら、将来的にも見通しが立ちませんよって事になったらね。貸す事を止めれば、建物は町の物だから町がどう処分しようとするかどう転用しようか。売ろうとそれは問題ないでしょ。

総合支所長 その部分については町の建物ですから、先程も言った様に町の方で利用目的がはっきりしているのであれば、相談に乗るって事でございます。

委員 分かりました。

総合支所長 ただ温泉病院に対しては、入院病床の休止と言うような事ベッド数の関係だとかそういうので休止と言うような部分での届出が。

委員 許可は他の病院から頼もうとしても許可はもう下りないでしょ。

総合支所長 開設者が温泉病院になっているものですから。

委員 温泉病院は手引いたんでしょ。もう満杯超えてるから駄目なんでしょ。

総合支所長 利用者自体、代替診療はどうなっているのか。ちょっとわかりませんがね。

委員 分からない。

委員 個人でやってくれる人がいればね。

総合支所長 ただまあその時には開設者である温泉病院さんが、廃止の届出をして、新たに開設者って事で届出は必要になると。

委員 そうすると、利用しようとしたらいろいろな機械を更新する金を、開設をお医者さん払ってくれるんなら良いけども、町内が用意してまたやってくれて訳にはちょっと今はね。

委員 どっちみち無理だね。

総合支所長 もう既にレントゲンも取れない状態にあって、心電図も取れない状態で心電図その物は今レンタルしてるみたいなんですけども、レントゲンについては温泉病院の方に必要な時には行って撮る、撮影してるような状況にあります。

会長 良いですか。ここは。次お願いします。

総合支所長 次は51ページになります。

洞爺町おこし観光協会との関係ですけれども、この部分につきましては補助金で今出している物の縮小すると言うものでございます。補助金の額を減らすと言うふうになっております。この観光協会につきましては主に洞爺地区の観光資源の美化により地域の活性化を図ると言う事で観光客、水の駅や水上バイクそれから湖畔のキャンプ客の受け入れ等の適正管理。それから夏祭り等のイベント開催。言う様な事で洞爺地区の観光進行に勤めていると言う事でございますけれども、補助金を見直しまして減額をすると言う事に、平成21年度より100万円程補助金を減額すると言う事でございます。その部分につきましてはキャンプ料金の見直し。それから現在水の駅で野菜等を販売しております。それが今までその中間に入ってた団体がなくなりまして、直に観光協会が販売する事によって、手数料収入が若干増えると言う事でそういった物を加味しまして21年度より補助金を100万円程減額すると言う事でございます。

委員 観光協会が水の駅に入ってた水の駅を管理もしてますよね。維持管理。これは観光協会がやっているんですね。その見返りって言うか。

総合支所長 実際にはですね。観光協会に全部水の駅の開け閉めから清掃、そう言ったものはやって頂いております。維持管理区分。それで本来であれば全部使用料を頂かなければいけないんですけども、その使用料は頂いてないと言う事でございます。観光協会の方からの使用料は頂いておりません。

委員 建物の貸付料は貰ってないけど、管理料とで相殺になっていると言う事ですか。本当は入っているんだから部屋代くれと、場所代くれと、町としては言いたいけども、いや維持管理は、観光協会さんお願いしますって事だからそれって見合にしておくから、貰う物も無ければ出す物も無いって言う。

委員 管理に要する費用と、それから施設を借りたのを支払わなければならない費用って言うのをね。一旦数字に出さないで相殺してしまうと、多いのか少ないのか丁度こう相殺出来る同等の金額なのか、ちょっと分かんないんですけども、借りているのは全部借りてる訳じゃないですよ。

総合支所長 そうですね。事務所部分と売店部分ですね。

委員 けども管理するのは全てですよ。本来なら施設の管理を委託する委託料ってのが支払われるべきであって、して施設の使用は使用料として入居者が支払って、それと又補助金は別であって、だから補助金の中に管理委託料が含まれているって言う様な事ではないんですか。

総合支所長 では無いです。そういう事ではないです。

委員 ちょっと私不明瞭な感じがするんですけどね。実際にこっちの道の駅をやってまず、道の駅の場合は、道の駅の場合は単体ですから全部自分の所で管理しているんですけども、年間であれいくらだったかな。30万家賃を支払っています。で多分水の駅も信金さんが入っていますけれども、あそこも使用料払ってます。

総合支所長 使用料は頂いています。

委員 ですからそうなるとちょっとやっぱりここだけがね。相殺だって言うのはね。ちょっとどうも解せないですよ。はっきりした数字がキチッと出ていて、相殺って事であればこっちが高いとか安いのかって話になるんだけど、そこら辺が基本的な数字が全然出て無くてね。相殺だって言われてもこれはちょっとやっぱり他の施設運営している部分から見たら、ちょっとやっぱりおかしいんじゃないかって言う、そう言う気持ちで今聞いていたんですけどね。そこら辺はどう言う風に。

委員 経理処理上それで通るのかね。要するに税金の方で対応させてそれを貸付って言うか、貸与ですよ。貸与して良いのかどうかって言う。で営業活動してますからね。

委員 貸与って言うより使用料ですよ。

委員 いやいやだから使用料貰ってないから貸与になっちゃうでしょ。

委員 だからね。いや分かんないけど、ちょっと考え方、どう言う風に整理したら良いかわかんないけど。ここで言う町づくり観光協会から、町に入ってきているお金と言うのはね。町に使用料が、一般財源だから全部観光協会に町が出してるお金ってのは人件費とか事業予算。

総合支所長 そうです。事業費。

委員 と言う事で積み重なっているのがこの金額になるんですか。

総合支所長 そうです。ええ。

委員 だから補助金の額って言うのは、その事務局長さんなりって人件費ありますよね。

総合支所長 管理運営の事業費、はい。

委員 事業行っているこの事業の。

総合支所長 それから地域の活性化の事業とかそういった情報発信の事業とか、そういう事では。

委員 必要な経費を積み重ねてって補助金を出していますよ。言う事ですか。この金額。

総合支所長 そういうことですね。はい。

委員 じゃあ貰う金は貰っていると。そのいわゆる使用料みたいのは貰っている。

使用料はあの本予算です。これは補助金だから補助金中には出てこないけども、実際の予算、予算書の中にね。

総合支所長 使用料は入っていません。

委員 使用料だとか、何とか料とかってのは別立てであると言う事。

委員 あの販売行為をしている物産部門についてはね。面積割でなくて、売り上げの何パーセントかを使用料として収めてるって話は聞いたけど。けども観光協会自体が事務所として使ってる部分はまあ所長の言う通りかもしれません。

総合支所長 管理して貰ってる部分って事でのあれになってます。

委員 今回100万減らすって言うのは、売り上げが増えてきたから町からの補助金は

総合支所長 キャンプ料、先ずキャンプ料金の見直しをすると、言う様な部分とですね。

あと売り上げが増えてきたと言う部分の、売り上げ手数料がですね。要するに今迄あの団

体を通してた部分が直に販売する事によって増えると言う部分があるんで補助金を減額すると。

委員 いや補助金は良いんだと。いやね。100万減ったて収入が伸びてきているんだから、町からの支出が減りますよと。で今の他の100万の使用料なんかは又これと別だから、ちゃんとそう言う予算がびちっと予算どおり組まれていけば問題ないって言う事ですね。

委員 含まれてないって言う事なんです。含まれて無いんです。

委員 この補助金には入って無いけども。

委員 何にも無いんです。だから何たっけ。一体なんでしょう。

委員 何にも無いんです。

委員 使用量と管理委託料は相殺だっていうんですよ。だから数字は出てない何処にも。それはまずいんでないかって言う。

委員 まずいはずだよね。

委員 まずいはずだね。

委員 経理処理って言うのは、経理処理されてないって事。だから極端に言っちゃうと、普通の民間会社にするのと脱税行為だからね。だからこれ公共あの自治体ではどういう結果になるか分かんないですけど。これは非常にまずいんじゃないかな。

委員 今ここでそれは、もしそうであればちゃんと手続き貰う物出す物きちっとして、そのような補助金は出してくれる。

委員 出し入れ処理してくれれば良いんですよ。100万なら100万。入って100万払えば良いんだから。そう言う処理を帳簿上してくれてれば問題ないんだけどね。

会長 個々員に公表しちやって良いですか。ここに付けるのは観光協会の決算書ですよ。これ出してくるのは。

委員 そうすると補助金含まってちょんちょんになってんですよ。これ支出と収入がね。

委員 そうですね。

会長 建物だけのちょんちょんでなくて、経営自体がちょんちょん。

委員 いやそっちの方はここには出て来ないので。

会長 出て来ないけど使用料と管理料で相殺しているんでしょ。だけど他の事業も全部出てきたのと入ってきているのとちゃんとつじつま合っているようにしてあるんでしょ。だから、NPOだから利益上げちゃいかんとかってそう言う風になっているかも知れないけども。でもやっぱりこうやって出しているんだから、加入料使用料これ出したって別に、相殺って言うのは。

総合支所長 手数料の一部が、確かに。

会長 入っているんでしょ。

総合支所長 町の方に入ってくるような形になっていたと思うんですよ。ちょっと私も今日資料申し訳無いんですけど持って来て無いんですけども。

委員 それ2%だったかなあ。

総合支所長 2%だと思ったんですけどね。

委員 確かそうだね。

総合支所長 それ位町の方には、物販の部分のですね。野菜とかそういった物の販売手数料の2%が町の方に入ってくると言う形になっています。

会長 良く自治体で箱物作るけどね。結局箱物で赤字出してるしょ。何処もね。結局こう言う形なっちゃうから赤字が出てくるんで、結局自治体だってやはり町の税金使ってこうやってやるんだから、やっぱりそれに対して見合う物だけはこっち回収しないと、うまくないんでないですかね。

委員 それとあと一つ、ちょっと外れるかもしれないんですけど、ちょっと出ましたんで、洞爺温泉のね。観光協会って言うか、合併って言う事については考えて無いんですか。その辺り今の経費の問題なんかもね。含めて考えて。

総合支所長 そこになると事になると私も答えられないんですけども

会長 役所自体が考えてもらわないと。

委員 全く同じ目的の団体で、団体の形態も同じだったら合併は可能かも知れないけども、方やNPO法人にして、方や。

委員 財団法人。

委員 社団法人。

委員 社団法人か。

委員 難しいね。

委員 ゆえに合併する事にはならないって言う事らしいですね。

委員 NPO法人も解散しちゃって、解散しちゃっていますね。

委員 そうです。

委員 解散するっちゃう事はやっぱり。

委員 結局共通する事業が無いから、それぞれ独自の事業やっているんだから商工会っちゃうやつ二つ商工協会あって良いんだから、それぞれやった方が今の所はね。お互い変な影響は無く地域、そのそれぞれの地域、狭い地域の特性を活かせるって事でやってんだと思うんだけども、将来的にも合併してもっと効果上げようと言うような動きは今の所は無いんでしょ。

総合支所長 事務局 無いです。

委員 無いんでしょ。

委員 経費ってね。今要するに行革の問題いってる訳ですよ。そうすれば当然ね。まあ民間の場合は2つあればこの一つにするってのは、これは普通に考えるべき問題であってね。ちょっとやっぱりその点がね。今事情初めて聞いたんですけども、私はその点門外漢でちょっと申し訳無いんだけども、普通に考えたらね。行革をする部分では、非常にこう人数なんかも減らす事が出来るし、逆に言うと温泉と一緒にする事によって、お客さんの

移動も色んな形で出来ると言うか、こっちにとっても悪くないと思うんですよね。そう言う物でも行革って言うのは、やっぱり一つのただ経費を減らすだけでなくね。ある部分別の行革になってくんじゃないかなと思って今ちょっと、それ質問させて頂いたんですけどもね。

委員 余談なっちゃいますけどもやっぱりあれですよね。観光協会は要するに観光客を呼んで、うまく自分の所に泊まって下さい、宿泊して下さいって、今まあ体験型の個人の重視する体験型に移行していますよね。して洞爺の方は要するに個人を対象にした体験型ですね。ですから今は駄目でも明日は結びついて良いんでないですかと思うんですよね。だから極端な話してやれば、補助金両方とも止めますよとか。合併するんだら面倒見ますよって言う荒っぽい言い方でしないと、ただまあ将来的には合併して良いんでないかなと、ただあんまりそんな将来でなくてね。長生きすれば要するに体験型の個人型に移行してまますから。そんなに違ったもんじゃ無いと思いますけども。組織そのものが違いますから。なかなか出来上がったものを片一方壊してしまうって事で、やっぱりちょっと。

委員 そうでしょうね。一つの町で二つある、一つの地区の特長生かした広い意味での観光をする為にはね。小回り効く方が良いんだから、町の強み活かせるから、だから課題として一緒に一つになってね。洞爺湖町の観光と言うのをやっぱり勧めて行く方向を考えていく、気持ちにはなるでしょうね。それはまあ新年度からとか来年からそうは行かないでしょうが、それは行政の方もそう言う場を作るように、ある程度橋渡しなり仲介の労というのはした方がいいのかもしれないね。

事務局 先程の水の駅に関しましては、NPOの関係の業務精査は後程確認して次回までに。

委員 次回をお願いします。

会長 宜しいですね。次をお願いします。

総合支所長 次、洞爺いこいの家の運営事業ですけどもこれ後程お知らせと言う事で、ブランド加工センターについてですけども、ページ数77ページになります。ブランド加工研究センターについては、平成5年に建設されまして町の施設として、現在設置条例を持っておりまして、使用させている訳ですけども、実際に現在ここで主に使っているのは、有限会社ピュアフーズとうやと言う所で現在使用しているのが主でございます。それで実際には1時間当たり今500円と言う事で、賃貸使用料をまあ行政財産ですから使用料を頂いている所でございますけれども、次年度からはこの設置条例を廃止致しまして、賃貸契約に基づく賃料として頂くと言う事で考えております。他にこのブランド加工研究センターを使っている団体も2、3ございますけども、その部分につきましても支障のないような形で賃貸契約書の中でそれを取り入れて契約をしたいなと言う形で考えております。

委員 そうする事によって経費がどの位削減出来るって言う事

総合支所長 経費につきましてはですね。実際にはですね。今現在使用料として大体あの年間でピュアフーズさんから頂いているのが、50万前後になります。それでその部分の

他に町の方からボイラーとかそういった物の保守点検費用として20万。それから小破修繕で2、3万程度の支出がございます。そういった物であるんですけども、実際に賃貸料として考えているのは、極端な事言いますとあまり高くも頂けないと言う様な状況にもございますので、この50万と言う部分を元にしましてそれから、今後、備品等の修繕とかそういった物も全部契約業者さんの方で見て貰うと、保守点検料も見て貰うと、言う形でですね、この50万を基礎としてその部分を保守点検料そういった部分だけを、差し引いて部分での契約になるかなと思います。ただあの今後ある備品につきましては、もし更新とかそういった物が来た時には、町としても新たな更新とかそういったのが出来ない、と言う様な事でもご了承を貰えればと言う事で契約を進めたいと言う事で考えております。

委員 そう言うのに問題は無いの。

総合支所長 普通財産にするとする事で。

委員 普通財産にして有限会社に貸してしまうってのは規約にすれば大丈夫なんですか。問題ないの。中で必要な物は自分で用意して、建物だけ。

総合支所長 そうです。建物。中にある今現在使ってる備品等についても貸与という形になります。

委員 公の施設でなくなる。

委員 逆に施設、公の施設でなくなる。公の施設は今度したら廃止するって

総合支所長 条例は、あの設置条例は廃止して事で

委員 重要、特に重要な施設じゃないから。

会長 もう一応これ、開発の為に作った施設でしょ。

委員 そうです。特産品の開発に作った施設です。実際に作った当初はですね。まあ漬物研究会って言う所が使用していた訳ですけども、そこで実際に漬物とかそういった物の開発をしていたんですけども、それを企業化致しまして、ピュアフーズとうやと言う形にしてここを実際今使っております。それでまあ、ピュアフーズとうやもまあ特産品の開発については現在も進めている訳ですけども、使ってるのがもう9割9部位もうその会社が使っていると言う形にございます。それで年に1、2回他の団体が使うと言う様な状況になっております。

総合支所長 宜しいですか。

委員 これはあれですか。電気料その他はこのピュアフーズさん払っているの。

総合支所長 そうです。

会長 実際ピュアフーズさんの工場みたいになっちゃっていますよね。そこで製品を作ってあちこち出していると、もう一応その研究目的って言うか。創業の目的は達成でいて、

総合支所長 そうですね。まあ企業化されたと言う事で。

委員 企業が生まれたんですから。

会長 そしたらあと面倒見るって言う事は一人歩きして貰うって言う形にしていかないと、いつまでもこうやってまあ認めているんじゃない、きりないなあと思ってますけどね。よく実

際、企業化するんで色んなもん作っても立ち上がりは良いんですけど、あとこう言う形で引きずっちゃうから、こう言う風になるんで、だったらもうやっともう親離れ子離れしてもらって。

会長 はい。次お願いします。

総合支所長 次、湖畔公園の維持管理事業事でございます。79ページになりますけども、その部分洞爺地区の街場にある湖畔、公園なんですけど、中央公園、小公園、あと曙公園と言う当の公園がございます。その公園の主に草刈清掃等の維持管理業務でございまして、今年度より次年度に向けて委託期間、今現在草刈そういう清掃、委託しているんですけども、その委託期間の期間の見直し等を行いまして、30万程のですね。委託料を減額して行きたいと言う事でございます。それであのこの公園なんですけども実際には湖畔でキャンプをする。夏場はキャンプをすると言う部分が主でございまして、その部分等考慮致しまして今まだ町が直営で委託して管理をしているんですけども、22年度以降につきましては観光協会がこのキャンプ料っていうの徴収とか、公園のトイレの清掃等そういった物をやっておると言う事で、その事業に付きましても、草刈清掃に付きましても22年度以降は、観光協会に今移行するような事で検討していきたいと言う事で考えております。

会長 これは虻田町全域の公園に対する条例とかがって無いんですか。

総合支所長 あります。それに入って。

会長 それにはめてあるの。

総合支所長 はい。

総合支所長 この部分で公園の部分の他にキャンプ場として使われてる、河川敷も入ってる部分がございます。そういった部分につきましてはですね。毎度キャンプ時期の、前に室蘭土木現業所の方に使用願い出して使わせて頂いていると言う事です。

会長 宜しいですか。

総合支所長 それでは次87ページの、いこいの家それから89ページの財田キャンプ場に付きまして、その部分は21年度より、民間による指定管理者制度を導入すると言う事でございます。いこいの家につきましては年間の入館者数が約4万5千人程度と言う事でございます。入館料収入が1100万から200万位の入館料収入がございます。水辺の里財田キャンプ場につきましては、年間で約1万4、5千人の見込みでございまして、19年度につきましては使用料で約1700万前後の収入に上がっておりますが、その部分をいこいの家とキャンプ場を合わせまして、一業者に両施設を21年度より指定管理者制度を導入して行うと言う事でございます。それでなぜ両施設を統一で統一事業者指定管理者にするかと言う事でございますけれども、両施設の特性から見まして、キャンプの利用者が温泉に入りたいと言うような事が考えられ、一体的な管理の方が、誘起的有効に利用できる事も可能でありますし、又あの人員の配置やですね。やりくりが可能な事から一指定管理者として、その効果を期待したいと言う事でございます。費用的な部分で申しますと、実際に指定管理者にして費用がどれ位浮くかと言う部分はございますけれども、費

用的なものってのは、ちょっと目に見えては出てきませんが、今迄直にやっていた場合には管理に掛かる、町職員の管理に掛かる人件費、あの部分とか、事務的な時間とかそう言った様な町職員の時間的な部分が省いてこれると言う部分での、あれかと思えますけども。実際には金額的な物っていうのは出て来無くなるという事になりますけども、そういう事ですね。

会長 じゃあ結局民間委託して管理。

総合支所長 全てもう指定管理者制度と言う部分で行けば、収入もそれから掛かる経費全て、この指定管理者が収入のうちから払って運営をすると、言う形になります。

委員 補助金と言うのは出さないんですか。

総合支所長 補助金は出しません。この場合もし赤字の当初から赤字が考えられる部分であれば、指定管理料と言う物をお支払いするんですけども、両施設を合わせる事によつてですね。先ず赤字になってもそんな赤字は考えられないし、うまくあの民間活力を利用する事によつて、利用者が増えれば利益が出てくるんで無いかと言う事も期待出来る施設でございますので、そういった事で指定管理料とかそういった物については、一切出さないと言う事で全てを、まあ全て任せるつたらあれなんですけども、運営の部分についてはお任せをしますと言う事でございます。

委員 全てを任せるって言うのは例えばなんちゅうだろう。いこいの家だったら(?)のね。

総合支所長 そこまでは。

委員 それは又別個だからね。

総合支所長 別個ですから。

それでいこいの家につきましては、例えば今まで町で運営してきたと言う様に、老人の部分については今迄町は例えば100円の券で持って来たらもう他の施設であれば、町の方に券で請求するんですけども、それは無しでお願いしますと言う事で来ております。ですからその部分は収入にはならないんですけども、ただ全体的にそれが無くても運営の部分についてはですね。とんとんで行くと、うまくやれば黒字になると言う様な事でその部分についてはあれなんですけども。

委員 この料金は決めているんですか。

総合支所長 料金は条例で決まっています。

委員 条例で決まっているんだ。管理公衆浴場の。

総合支所長 そうです。

委員 維持管理だけですか。

会長 だから結局収入も分かってる。あと支出も大体分かってるこれでやりますかって事ですか。

総合支所長 そうですね。大体これ位の収入が上がります。支出もこれ位ですよと言う事でとんとんで、どうですかと言う事で。

会長 それある程度公表しといて数社に安い所でやってくれって言ってね。

総合支所長 もう実際に、実は業者決まっております。今迄委託していた業者に指定管理者としてやって頂く言う事で、決まっています。

総合支所長 あとその指定管理者とですね。これから協定を結ぶ訳ですけどもその中で細かい部分を詰めて行かなければならない。例えば修繕料を何処まで持つとかかそう言った部分だとか、細かい詰めがございます。あと、指定管理者に全てを任せると言っても町の施設ですので、例えば報告義務。月にいっぺんこう言う状況だと言う入館者入場者の状況だとかかそう言った物の報告だとか、あと年度末、年度が全部終わった段階では収支報告とかかそう言った物については全て提出して頂くと言う様な形。

委員 契約はいつぐらいにするの。

総合支所長 契約はですね。当初指定管理者のですね。当初の協定を結ぶのは3年間。

総合支所長 以後ですね。今回は公募しないです。議会の議決頂いて業者を決めましたけども、今後3年後には又公募するかどうかと言う事も検討しながらですね。3年後今年度3年を過ぎれば5年位の間隔なろうかと思えます。

委員 ちょっと心配なのはね、町づくり交付金事業っていうのを、いこいの家の改修っての入っていましたよね。

総合支所長 はい。

委員 あれまだ生きていますか。

総合支所長 生きています。

委員 そしたら改修ある物の事業に

総合支所長 22年度にですね、いこいの家の改修事業になっていますが、もしいこいの家を改修するとなればその間ですね。休業しなきゃいかんと、言う事になれば町としてはそこ間ですね。休業補償支払わなければいけない言う風な部分はちょっと出てきています。

委員 と言う事であればそれが終わってからのの方が、なんか凄く良いような感じは、今議決を貰っているんだからようは決定事項だからでしょうけども、まあそうですか。いや分かりました。

総合支所長 それも最低限の休業補償になろうかと思うんですけども。

会長 宜しいですか。

会長 宜しければ時間になりましたので、もう長々のご意見頂きましたけども、本日はこれで打ち切りたいと思います。後日先程も申しました通り又ご案内申し上げますので、宜しくお願い致します。じゃあ閉めさして貰います。

良いですか。何かありますか。事務局の方から。

事務局 次回の会議の開催は冒頭でお願いさして頂きましたように、2月27日の金曜日と言う事で宜しくお願い致します。

会長 通知は出さないって事ですか。

事務局 いえ。ご案内させていただきます。はい。宜しくお願い致します。では閉めさせていただきます。

会長 えーなかなか深刻な町財政の中で、中味を調べれば調べる程、なんか身が詰まってきます。何とか立ち直り又元気な町へ進み、少しでもお役に立てばと言う事でまあ本日も長い間のご討議有難うございました。先程も事務局から申されました通り今月の27日、又再度お忙しい中一つご足労願いたいと思います。宜しくお願いします。本日はどうも有難うございました。

終了時刻 17:00